

平成28年第7回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

議長 みなさん、おはようございます。ただいまより平成28年第7回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によりまして、11番千葉議員と1番松原議員を指名します。  
日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、9月6日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番  
四戸議員 8番四戸です。本日、召集されました第7回町議会定例会の議会運営等につきましては、9月6日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日9月13日から明日14日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりよろしくお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月14日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月14日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成28年7月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。次に平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。次に郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1、平成28年8月23日台風9号に伴う被災状況等について、副町長のほうより説明を願います。副町長。

副町長 平成28年8月23日台風9号に伴う被害状況等について報告させていただきます。まず、被害状況でございます。（1）土木被害の河川でございますけれども、被害箇所65か所、被害金額6950万円となっております。大きな被害を受けた箇所といたしましては、長知内オサツナイ沢護岸倒壊、幌毛志ピラチナイ沢の護岸洗掘などがあげられます。②道路でございますけれども、被害箇所86か所、金額は2億2890万円となり、貫気別トエナイ線の路盤崩落被害が大きなものになってございます。③橋梁でございますけれども、荷菜福満線シラウ橋の路盤流出ほか5か所、950万円となっております。土木被害

は156か所、3億円790万円となっております。(2)農業被害でございますけれども、①農業用施設でございます。岩知志第一頭首工取水ゲートの破損、川向ヌタップ用水路の破損など、94か所、2億1890万円となっております。②農地は土砂流入など4.85ヘクタールが被害を受けています。④農作物では水稲被害12戸で20.18ヘクタールの水田に冠水等の被害がございました。施設野菜、トマト・キュウリでございますけれども、59戸の農家、16.59ヘクタール、446棟のハウスが冠水などの被害を受けてございます。(3)林業被害、①林道でございますけれども、林道二風谷線の道路決壊など32か所、被害金額は4975万円となっております。③治山施設でございます。二風谷稲原地先山腹崩壊など10か所、880万円の被害金額となっております。(5)商工被害、①商業では貫気別地区商店の大型冷蔵庫が浸水により使用不能になったことなど3件で190万円の被害金額となっております。(6)住宅被害でございますが、床下浸水、荷菜地区で5軒、去場、貫気別、二風谷でそれぞれ1軒となっております。あわせて8軒が床下浸水したという状況でございます。(7)その他といたしましては、①生活館でございますが、紫雲古津生活館駐車場土砂流入で被害金額50万円、②文教施設は総合グラウンド、平小通学路の法面崩壊で被害額55万円となっております。③水道施設は旭の飲雑用水施設の取水導水管の断線など8か所で被害額は1650万円となっております。④公園施設は親水公園法面崩壊など6か所で、被害額350万円となっております。⑤その他は貫気別墓地の法面崩壊、光ファイバー電柱の倒壊など7か所で被害金額250万円となっております。これらをあわせた9月1日での被害金額でございますけれども、現在の数字では6億1080万円というような被害金額になってございます。次に避難等でございますけれども、避難勧告、自主避難あわせて避難者数が63世帯、126名となっております。町といたしましては8月22日21時に災害対策本部を設置いたしまして、22時15分に紫雲古津小学校、本町ふれあいセンター、貫気別生活館、振内町民センターの4か所に避難所を開設してございます。23日の3時20分、土砂災害警戒情報発令に伴いまして、紫雲古津、去場地区の一部に避難勧告を発令したというところでございます。3の降雨状況でございますけれども、それぞれの観測所で、ご覧の数値となっております。累加雨量では148ミリから288ミリとなっております。時間最大雨量は平取、旭地区で45ミリが計測されているというような状況になってございます。以上、平成28年8月23日台風9号に伴う被害状況等の報告とさせていただきます。

議長

二つ目として農作物の作況について。産業課長より説明を求めます。産業課長。

産業課長

お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。農作物の生育状況についてご報告いたします。作況状況であります。農業改良普及センター日高西部支所

による9月1日現在の状況になります。水稻につきましては生育は平年並みに経過をしており、平年対比でマイナス1日となっております。牧草につきましては悪天候の影響で収穫作業が遅れ気味となっております、平年対比でマイナス6日となっております。影響のところ、字が重複しております。申し訳ございません。次にサイレージ用のとうもろこしの登熟は順調に進んでおり、平年並みとなっております。トマトの出荷状況につきましては、8月24日現在で8827トン。金額では29億7200万円で前年対比、数量では93.9%、金額では99.9%となっておりますが、単価では昨年よりもキロ当たり20円上がっている状況となっております。水稻の品種別作付面積につきましては、表に書かれている状況であります、ななつぼしが全体の63%、331.5ヘクタールとなっております、前年より23.8ヘクタールの減となっております。ゆめぴりかにつきましては全体の32.4%となっております、前年より37.5ヘクタールの増加をしております。全体的にはゆめぴりかが増加をし、他の品種は減少してきている状況であります。平取町全体としては作付面積は昨年より29.2ヘクタール減少している状況であります。また、8月下旬に行われました不稔調査では、平取町全体で4.9%となっております、昨年よりは数値では2.3%上がっておりますが、これは平年値と同じ数値であります。最後に水稻の作柄であります、農林水産統計によりますと、8月15日現在の見込みでは、北海道全体でやや良、日高管内では平年並みとなっております。以上農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長 続きまして、3番目として平成28年度平取町表彰者について、副町長より説明願います。副町長。

副町長 平成28年度平取町表彰者について報告をさせていただきます。まず、功労表彰者でございます。産業経済功労賞に振内町の藤江一博氏でございます。藤江氏は平成7年から23年までの長きにわたりまして、日高地区農業共済組合理事として活躍され、この間、農業委員にも選出、現在も会長職務代理者として町の農地行政に大きく貢献されてございます。また振内地区の新規就農者の受け入れを行う振内ネオフロンティアの会長として新規就農者の細かいサポートにより多くの方が地域に根付かれたことは大きな功績となっているところでございます。同じく、産業経済功労賞、貫気別在住の岡田春夫氏でございます。岡田氏は平成5年から共同作業により農業経営の安定をめざす貫気別ライスセンターの初代組合長といたしまして、平成25年まで、組織の活性化に功績を残されてございます。平成元年から平成21年まで沙流土地改良区監事、理事を務めるなど農業の振興等に努められた方でございます。次に、地域振興功労賞、振内在住の福澤一光氏でございます。福澤氏は平成13年より振内自治会長を15年の長きにわたり務められ、その間、平成16年、平取町自治振興会組織の結成以来、副会長を4年間、会長を8年歴任してございます。あわ

せて生涯学習委員、平取町表彰審議会、総合計画審議会委員など公職を務め、平取町の地域振興に多大な貢献をされた方でございます。次に貢献表彰者でございます。まず自治貢献賞、統計調査員20年荷葉の廣岡堅治氏、社会福祉貢献賞、交通安全指導員30年、荷負の江谷弘一氏、20年、振内町中林正幸氏、消防団員30年、振内の蘆原宏昭氏、瀧治氏、青木治氏、20年本町の冨波俊安氏、荷葉三塚淳氏、荷負福興弘一氏、荷負水澤和彦氏となっております。最後に善行表彰者、善行賞、振内町の小野寺昇氏でございます。小野寺氏は昭和38年ころから現在まで町営住宅、遊歩道など500坪以上の面積の草刈りを年6、7回行いまして、地域の環境整備に尽くされてございます。以上、平成28年度平取町表彰者についての報告とさせていただきます。

議長

続きまして4番目といたしまして教育行政報告について教育長より説明いただきます。教育長。

教育長

それでは、平成28年6月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告をいたします。資料のほうをご覧くださいと思います。裏面になりますけれども、はじめに町内小中学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への実態把握調査結果について報告をいたします。北海道教育委員会が行っております直近の調査といたしましては、本年6月におけるアンケート調査の結果となり、町内小中学校児童、生徒406名の回答状況となっております。まず今年4月からアンケート回答日までの間にいじめられたことがあるかという問いに対しまして、あると答えた回答は16件でありました。昨年は22件ということで若干減ってるようなかたちとなっております。内訳としましては小学校が16件、中学校は0件です。いじめの内容としては複数回答を含めまして、仲間外れ、無視が4件、暴力が5件、いたずらが2件、悪口が9件、ちょっかい等が2件となっております。これらのいじめとするものにつきまして6月調査時点においても、引き続きいじめられているかという設問に対しまして、回答は4件でありました。この4件につきましては同一学校におけるものでございますけれども、いじめをしてるとされる児童につきましては、いじめているというような認識はなく、コミュニケーションの取り方が稚拙であるためのものであり、当該学校においても内容等把握しておりまして、この点を子どもに理解させるための時間が少々かかるということでございますけれども、粘り強く対応をとっている状況でございます。教育委員会におきましては昨年12月に平取町いじめ防止基本方針を策定し、また各学校におきましても、学校いじめ防止基本方針を策定いたしまして、家庭や地域に向けた公表をすべての学校において行っているところでございます。またいじめについての家庭及び地域からの情報収集についても、すべての学校において実施をしておりまして、教職員の共通理解を図る職員会議や校内研修についても実施をしてきているところでございます。このようにいじめの未然防止に努めているところでございます。

れども、子どもたちの受けとめ方も多様でありますことから、アンケート調査にありましては依然としていじめを受けたことがあるとの回答が多くあるものとなっております。またいじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかの問いに対しまして、いいえという回答が20件、わからないが29件ありました。教育委員会としましてはこれだけ新聞やニュースにおいていじめが原因とされる自殺などが報道されており、各学校でもいじめは絶対だめだという取り組み、さまざまな取り組みを行っているにもかかわらず、このような回答があることを重く受けとめ、引き続き改善に向けた指導の徹底に努めるよう各学校長に対し指示をしたところでございます。教育委員会及びすべての教職員はいじめはどの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得るものという認識のもとにいじめ防止と解消のために万全の配慮をし、児童生徒がいじめのない明るい楽しい学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。次に北海道中学校体育大会出場結果についてであります。次のページをご覧くださいと思います。本年度平取町からの全道大会への出場につきましては平取中学校のみとなっております、5競技10名が出場しております。参加種目につきましては、陸上男子砲丸投げ、剣道男女個人、バドミントン男子個人、卓球女子個人、柔道男女個人となっております。各競技とも善戦をいたしました、決勝トーナメント2回戦及び1回戦までとなっております。ただ10名中7名が2年生ということですので、来年の活躍を期待するところでございます。以上申し上げ、本定例会における教育行政報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。8番四戸議員を指名します。四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。先に提出してあります質問事項の、このデマンドバスの運行についてでございますが、いろいろ質問したいと思いますのでよろしく願いいたします。このデマンドバスのことは予約制のバスのことでございますが、この制度につきましては、平成19年の6月、また平成20年の9月の定例会におきまして、このバスの対象となる町民の足をどのように確保していくかということにつきまして、2氏の議員より質問されております。その後その対策につきましては、町は早速、平取町地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、協議されてきたことと思います。その協議されました結果としては、本町地区においては平成21年から平成23年にかけて、振内地区におきましては、平成22年から平成23年にかけて、それぞれ試験運行が行われてきています。その試験運行の結果として、本町地区は平成24年度から、振内地区におきましては25年度より、デマンドバスの運行が委託されまして、現在に至っています。その当時のデマンドバスの運行についてのことでございますが、その質

間に対してでございます。町長の答弁の中では、高齢化に伴う生活者の足の確保、さらには地域の町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、努力していきたいというような、答弁でもございました。そのような観点の中から私の質問に入りたいと思います。1番目として、道南バスが現在運行している路線の近くで生活している町民は、現在は国が行われている法的な制約などで、デマンドバスには乗れなくなっております。このことにつきましては、国の制約等でかなり難しいことと思いますが、年々高齢者が増えていく現状のなか、特に足の不自由な高齢者の足の確保のためにも、路線バスとの運行のバランスも考えながら、より効果的な公共交通のあり方を考えるべきと私はと思いますが、この点につきまして町側の考え方を伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。デマンドバスにつきましては、路線バスがない地域や幹線を運行しております路線バスの利用者をふやすために公共交通がない地域において運行しております。それに対して国から補助金をもらっております。路線バスの運行につきましても、国の補助金が入っております。路線バスの利用者の減につながるようなデマンドバスの運行につきましては認められないというふうに、補助金をもらうためには認められないというふうになっております。またデマンドバスの運行につきましては、先ほど議員からご指摘のありましたとおり、平取町地域公共交通活性化協議会という住民代表や運輸局、日高振興局、それからバス事業者、タクシー事業者、それから学識経験者などからなります協議会で、その運行方法等を検討して決定してきております。現在本町地区は、荷葉大橋から荷葉の青葉台、緑が丘団地、ふれあいセンター、国保病院の行き帰りのコースを1日9便、振内地区におきましては12町内から山手団地、振内市街地、池売町内会を巡回するコースを1日5便運行しております。運行経路から離れた場所で生活する高齢者の方などがデマンドバスを利用できないというご指摘や、家の近くまで迎えに来てほしいという、ご要望があることは承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、デマンドバスの運行ルートなどにも制約があるため、すべての要望にお答えすることが難しいのが現状でございます。今後、町民の方から具体的な要望等があれば、運行ルートの変更などを含めまして、現状の制度の中でより利用しやすいデマンドバスの運行を検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 四戸議員。

8番 四戸議員 今課長が申されてることは十分理解しているつもりでございますが、先ほど来言っているとおりやっぱりそういう、特に高齢者の足の悪い方のことを考えると、

もう国のやってることが理解できない部分があるので、質問しておりますのでその辺よろしくをお願いします。これもですね、平成24年のこれは3月の定例会におきまして、元平村議員の質問でございました。それに対しまして、町側の答弁の中におきましては、路線バスの運行経路の変更も、一つの方法であるが、経費の節減や利用のしやすさ、23年度試験運行の結果からも、デマンドバスの運行が有効だと思えるという答弁をされております。さらには今後も住民の十分な周知と、さらに利用しやすい運行をめざしたい。より有効な公共交通のあり方について検討しますと、このとき答弁されております。その答弁されたときから4年がたっている現在、このデマンドバス制度については、今課長が答弁されていたように国の規制もあると思えますけれども、何も進行がないように思いますが、町としてこの4年間どのように検討されてきたのか伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、デマンドバスの運行につきましては本町、振内地区につきましては、それぞれの利用人数等、データを取りまして、一部ルートの変更も含めながら、振内地区につきましてはルートをちょっと変更しながらということで、運用してきております。それから平成26年度から貫気別地区におきまして、芽生・旭地区において町営バスのデマンド運行、それから豊糠地区におきましてはスクールバスへの一般混乗の試験運行。それから二風谷地区での二風谷温泉からの試験運行等を行ってきております。その結果を検証しながら、今後地元自治会や道南バスとも協議して、デマンドバスの運行や路線バスの便の見直しなどについて、検討していきたいなというふうに考えております。

議長 四戸議員。

8番 四戸議員 これに関連しまして2番目として質問したいと思えますけれども、このデマンドバスの運行につきましては先ほども話しましたように、本町地区、さらには振内地区におきまして2社に運行が委託されています。しかしながらですね、このデマンドバスの対象とならない地区もございます。一部は芽生や旭地区また川向地区ですか、においてはスクールバスが代行していると思えます。しかしながらですねそのほかの地区におきましては、対象となっておりません。これからですね、先に向けてやっぱりどんどん高齢化が進むなかで、対象とならない地区の町民の足の確保につきましてですね、行政側はどのように考えているのか伺いたいと思えます。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 今ご質問のありました、デマンドバスの走っていない地域の足の確保をどうする  
のかという点でございますけれども、そういう地区につきましても、バス停  
まで遠くて、バスを利用できないというご意見が多く寄せられておりますけれ  
ども、先ほどから申し上げてるとおり、道南バスの路線の関係もあり、デマン  
ドバスを運行するのが難しい状況であります。高齢者などの交通弱者の足の確  
保をどうするかということにつきましては、公共交通としての実施にはもう限  
界があるというふうに考えておりますので、今後そういうニーズ調査などの実  
施も含めまして、どのような対応がいいのかということで、関係課と協議して、  
福祉的な立場からも、検討していきたいなというふうに考えておりますので、  
よろしく願いいたします。

議長 四戸議員。

8番  
四戸議員 わかりました。よろしく願いします。このデマンドバスの最後の質疑となる  
と思っておりますけれども、要するにデマンドバスの運行につきましては、先ほども  
お話しまして、今課長からいろいろと答弁はいただいておりますが、あえてで  
ございますが、町長はどのように考えているのかお聞きしたいと思っております。こ  
の制度の一番の要因は、国の制約等の絡みにあるのではないかとと思っておりますが、  
これから先に向けまして、対象となる生活者の足の確保に向けて、町民の願い  
が大きくなってくると予想されます。国の制約等を変えない限り、相当無理な  
話であることは、理解しておりますが、町長は今後国に対しまして、現在の平取  
町の状況を十分と理解していただきまして、認可の仕方を変えていただくのが、  
私は得策と考えますが、町長の考え方について、どうなのか伺いたいと思いま  
す。

議長 町長。

町長 それでは一番最初に後段の質問にごございました国にそういう制約についての弾  
力的な運用について、要請すべきではないかということに対しましては、これ  
は、うちの問題ばかりじゃなくてですね、これは全国的なことでございますの  
で、町村会とも協議しながら、その辺の模索をしてみたいというふうに考  
えてございます。それでは前段のお話の基本的な考え方について、申し上げたい  
と思っておりますが、これは以前から、高齢者や小中高の児童生徒を含めた町民の  
足の確保をできるだけ少ない経費で効率的に行うことができないかを行政改革  
大綱にのっとりながら、平成21年度に発足した町内外の運輸関係機関や運送  
事業者、自治会や住民等の利用者などから組織した平取町の地域公共交通活性  
化協議会が中心となって協議を進めてきたところでございます。今以上にきめ  
細かな、公共交通、町民の足を確保するためには当然それにかかわる費用も増  
大することは明らかでございますが、費用等、サービスのあり方の難しさを認



識をしているところでございます。現在、町民の足を確保するために、生活路線維持費補助金や老人福祉バス委託事業、あるいは病院の患者送迎車、小中高の通学バス補助金など、総体で平成28年度の予算の計上額については、約1億1400万円の多額の予算を措置して取り組んでいるところでございます。町の財政事情を勘案すれば、現在のような多額の補助は将来的にも、非常に財政を圧迫するのかなというふうに変な心配をしているところでございます。しかし、議員ご指摘の通り、平取町の高齢者人口も現在約30%を超えてございまして、高齢者世帯も増えてございます。住み慣れた地域で頑張っ生活するためには、最低でも週1回程度は病院、買い物、あるいは温泉入浴などができるような総合的なバスの運行システムはますます重要というふう認識をしているところでございます。前段申しましたようにいろんな法的な制約など多くの課題もございしますが、特に路線バス、デマンドバス運行路線から外れる地域については、さらに深く課題等を洗い出ししながら、最小の経費で最大の効果があがるような、総合的なバスの運行について、早急に検討してまいりたいというふう考えてございますので、ご理解を願いたいと思います。以上です。

議長

四戸議員。

8番

四戸議員

よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは次にですね、2番目の、要するに災害による廃棄物の取り扱ひ方につきまして、伺いたいと思ひます。今年例年と比較しても、6月、7月にかけてまして雨量が多くなりました。8月に入りましてからは、次から次と道内に台風が上陸いたしまして、各地域におかれましては、農業、また国道など甚大なる被害を受けました。また一部ではですね、50年に1度というぐらひの記録的な大雨になったところもございました。すぐお隣の町ですが、旧日高町におきましては、橋が決壊したり、国道がかなりの被害を受けております。また、一部の地区におきましては、つい最近まで孤立してました。この大きな災害によって、被害を受けました方々に対しまして、心より深くお見舞い申し上げる次第でございします。さらには災害によって、亡くなられた方々に、心よりお悔やみ申し上げます。平取町におきまして、台風の影響によりまして22日深夜から23日の朝方にかけて、激しい大雨となりました。この大雨によりまして、町道、先ほども行政報告の中で報告ございましたけども、農作物や農道用排水路、またトマトハウス、個人の物置など、被害が出ております。今回の災害に対しまして、町民の避難などの対応などに数々の指示を出されました町長をはじめ、災害対策本部の職員の皆様、また、早朝3時ごろから町民の対応などにかかりました職員の皆様、本当に大変ご苦勞様でございました。心より敬意を表する次第でございします。今申しましたようなことから質問に入らせていただきたいと思ひます。この台風の影響によりまして、荷葉地区では先ほども行政報告の中でありました、建物や物置など、またトマトハウスなどの被害が出ております。平成15年、平成18年

の大雨による被害のときの廃棄物等は無料で対応したと思いますが、今回の場合はどのような対応をしたのか伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

はい、それではお答えしたいと思います。このたびの台風9号により発生しました一般廃棄物につきましては、その状況を確認して、被災により生じた廃棄物ということであれば、無料で受け入れをするという対応としております。この件につきましては、先週の9月9日発行のまちだよりで、町民のほうに周知をしているところでございます。この災害により生じた廃棄物の処理に対するマニュアルといえますか、そういうものについては、無料、有料の判断基準については現在ありませんけれども、今回は平成15年、18年の災害時と同様に被災で生じた廃棄物については無料で受け入れるという措置としております。平成15年の災害のように全壊した家屋や床上浸水が多数あった場合におきましては、ごみの集積場を設けるなどの対応をとることもありますが、今回のように家屋の被害が比較的少ない場合につきましては、その被災状況により個別に判断しなければならないケースもありますので、今後におきましても対象者がおりましたら個別に担当課は町民課になりますけれども、そちらのほうへご相談いただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

四戸議員。

8番  
四戸議員

今課長の答弁の中で、無料なのか有料なのかちょっとわかりませんが、先週の9日に町広報紙で町民に周知した。こういうことですね。私が言いたいのはですね、幸いに平取町は被害はほかの地区から見ると、小さかったかなというふうには思っております。また、ごみにしても、多少のごみだったのかなというふうには理解しておりますけれども、やっぱり、マニュアルのことも今課長言いましたけども、22日から9日までとなるとね、かなりの日数がたっておるんです。こういうあり方がちょっとまあ、災害は毎年あるわけじゃないですから、そういう危機管理については薄れるのかなと思うんですけれども、やはり町民としては、町民あつての行政ですから町民はやっぱり、前回平成15年のときも無料になったという思いがあると思うんですよ。それで、この8月は本当に蒸して暑かったですよね。そういうなかでやっぱり、例えば物置のごみも投げないといけない、やっぱりそういう思いでいつになったら出せるのか、そういう思いで町民の方はいたと思うんです。だから私はやはりこういうものは、早急にですね、処理すべき、処理してあげるべきではないかと思うんですけれども、例えばとなりの日高町ですね、日高町においてある議員の方からお話を聞きましたけども、日高町も水害多少の水害を受けて、一番大きかったのは厚賀地区の高潮による災害が大きくて、結構ごみも出たみたいです。それで、

受け入れる側は衛生組合は土曜日は午後から休みでございますけれども、でも、日高町の場合は、受け入れていただいたってというような話も聞いております。そういうなかでね、もう少しやっぱりこういう町民の思いをかなえてあげれないのかという、小さなことでございますけれども、そういうことを今伺っておるんです。だから今後こういうことにつきましても、そういうマニュアルをつくったらいかがかなということでございます。その辺について、もう一度答弁をお願いします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。基本的には、被災したごみについては無料で受け入れるということで考えておりますけれども、今回、比較的にか屋の被害というか、床上浸水とかがありませんで、床下浸水が一応8軒ぐらいということございました。それで被災後にうちの町民課のほうである程度その8軒の家の被災状況だとかも確認をしておりますけれどもそのときにごみのこととかはちょっと言われてはいなかったような状況もございます。それで、そういうことで町のほうにご相談があれば対応はできるんですけども、当初はそういうご相談がうちのほうにはなかったというのもありまして、あとから、いろいろ、どうなんだろうということがありまして、今回、まちだよりに出しているところでございます。それから日高町で対応している件につきましては、先ほど言いましたように日高町の場合は床上浸水等で結構家財道具だとかがいっぱいやられておりまして、集積場を設けて、それを日高町のほうで搬入してきてるということになっておりまして、うちの町も平成15年のときには特に貫気別地区におきましては集積場を設けて、受け入れをするということで、大きい災害になれば、そういうような対応もとっていかうかなとは思いますが、今回のような場合につきましてはちょっと町のほうですべてのそういう廃棄物のことだとかっていうのを把握するのが大変難しい状況もございますので、そういう点につきましては、町のほうにご相談いただいて、対応していくしかないのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

議長

四戸議員。

8番  
四戸議員

どうも今の課長の答弁では理解できません。というのはですね、確かに今回はそんなに大きいことじゃなかったのかなというふうに思います。それは平成15年のときから比較しますとやっぱり、かなり雨量も少なかったと思いますけれども、大小にかかわらず、やはりどこがどういうふうに、だから先ほども言いましたように、どこが床下だとか物置だとか水浸かったっていうのは、例えば町でも把握してると思うんですよ。結局そういうことに対する対応がもう少し

あってもいいんじゃないかっていうのが私の考え方なんです。だから小さいからどうでもいいというような話ではないことなんですよね。だからそういうことを、もう少しなんというか、今回これからもう自然災害ですから、いつどのよう、今回は平成15年18年もありましたけども、それから10年間は大きな災害はなかったんですけども、今回は本当に大きくならなくて幸いでしたけども、やはりそういういつ来るかわからないやっぱりそういう自然災害に対しましてね、いろんな、今言いました廃棄物もそうなんですけども、そういうことに対してやっぱり、町として、きちっとした対応できるマニュアルをつくるべきじゃないかっていうのが私の考え方です。そういう考え方ございませんか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今回のマニュアルの関係でございますけれども、基本的には災害で生じた廃棄物については、町のほうとしては衛生組合のほうにお願いして受け入れをするということで対応しておりますので、その件の周知につきましてはその災害の状況によって変わってくるのかなど。今回につきましても、一応町民課のほうで災害の調査をしたときに床下浸水になったところには、一応確認をして、そこでは廃棄物のものの関係でご相談は受けてないという状況で、違うところから物置に入ったのがっていうので相談があったということなものですから、そのことについてはマニュアルってどういうマニュアルがいいのかちょっとわからないですけども、基本的にはそういうことで町のほうとしましては、災害で生じたごみにつきましては、基本的には受け入れをするという考え方でおりますので、その辺の周知につきましては今後ちょっと考えていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 四戸議員。

8番 四戸議員 あまり深く理解できませんでしたが、次にですね、この受け入れる側ですね、これは平取町外2町衛生施設組合のことでございますが、これはね、ごみ処理の手数料の減免条例を11条、施行規則5条に規定されております。さらにはこの条文の中で、減免規定の組合長判断についての基準がございますが、この基準についてでございますけれども、どのような判断基準になっているのか、この辺がちょっとわかりませんので伺いたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 四戸議員のご質問にお答えします。2点目に言われております。平取町外2町衛生施設組合のごみ処理にかかる減免関係でございますが、議員ご指摘のとおり

り、処理及び清掃に関する条例第11条第1号にて、組合長は天災、事変、その他の事故等により云々について減免すると規定されております。この条項の委任を受けて規定第5条において、その処理についての運用をいたしてるところでございます。本規定で、被災にあわれた方は本来組合長に対し、申請をするというところでございますが、各町の被災状況が違いますので、現況では町長に対しまして、被災を受けた方が廃棄物の処理減免申請を当該町の町長に対し提出し、あわせて町長は減免を決定し、当該申請者に通知なり連絡をいたして対応いたしております。規則の中で言うております5条の1項ですか、ただし組合長が特に認めた場合はこの限りでないということは、提出書の申請を、いわゆる免除することができるというふうな部分でございます。しかし、11条の中で言うております条例11条第2号の部分、その他、減免の必要があると認めたとときというのは、一般的には、空き地への不法投棄、また、一般廃棄物を土地所有者または、いわゆる不法投棄をされたものを、土地の所有者、管理者からの申し出があった場合、また、環境美化活動、不法投棄のパトロール等で廃棄をした場合について、該当になるというふうはこちらの方では推考されるのかなと思います。以上でございます。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。続きまして9番松澤議員を指名します。松澤議員。

9番  
松澤議員

9番松澤です。先に通告しておりました災害時の町民との連携についてと、観光商工事業の振興について2点伺いたいと思います。まず最初に、災害時の町民との連携についての件につきまして、まず1点目、今年の8月は北海道付近に台風が次々やってきました。8月に発生した台風は7個あり、そのうち6個が日本に接近しました。その6個すべてが北海道に近づき7号、9号、11号が上陸しました。1951年の統計開始以来1年で三つの上陸は最も多い数となり、平取町も各地で被害がありました。毎回災害のとき、役場職員の対応を見ており本当に感謝しておりますが、自分たちで何か手伝えることができるのではないだろうか。迷惑になってもいけないし、ではどこに言えば良いのだろうか、何人の方々とお話しました。幸いに今回皆さんは朝には避難所から自宅に帰られることができた状態でしたが、そういうふう聞いておりますが、この機会に、万一の場合に備えて、町内のボランティア団体に属していない、住民の方もお手伝いできる仕組みをつくっておくべきかと考えました。ほかの自治体での例ですが、被災地の住民が行う災害救援ボランティア活動というのがあります。だれもができる専門性を問わない活動、それと、ある程度知識や専門性を要求される活動というふう大きく分かれておまして、そこでは災害後1か月程度のお手伝い、あとは災害後2か月から6か月、長期にわたるお手伝いという例が中にありまして、その中に本当にこのお茶の提供とか炊き出し、子どもの遊び相手等、だれでもできる内容の活動、あとやはり専門性つ

というのは、電化製品の取りつけとか、心のケアとか専門職の方でないといけないような内容のものもあります。それは登録していただいて、ということになると思います。平取町もいつ襲ってくるか予測できない災害に備え、平成25年3月には防災ガイドマップを作成し、28年2月には修正案を作成し、平取町地域防災計画策定をしております。その中の第3章2節第16に防災ボランティアの活用という項目があります。ほかの町からのボランティア、町内の団体ボランティアに関する事項はありますが、災害の大きさによっては対応も異なると思います。同じ町内でも被害にあわなかった地域の住民による災害救援ボランティア活動に関することも視野に入れ、計画の中に明記し、住民への協力を要請していくべきだと思います。町民に広く周知し、個人で登録をすることにより、町内で助け合う意識も防災に関する意識も生まれ、協働のまちづくりの推進にも役立つのではと思いますが、いかがでしょうか。考えを伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

はい。それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。今、松澤議員のご指摘のありました、平取町地域防災計画の中で災害時におけますボランティアの活用について示しておりますけれども、ご指摘の町内の中で被災していない住民による災害救助ボランティア活動については、実際明記はしておりません。しかしながら、防災計画の中に、地元、他地域のボランティア、ボランティア団体ということで示しております。町としましてはこの中で、包含していると考えております。具体的な活動等については、その状況状況によって変わるかなということもありますので、今ありましたとおり、万が一災害が発生して、質問のような状況が生じた場合につきましては、住民への協力要請については、していきたいと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長

松澤議員。

9番  
松澤議員

それでそのときにですね、急に来てくださいということになるというもの、すごく迅速に動かなくてはいけないと思いますので、一人一人住民の方に、ボランティア団体に入っていないなくても、そのことに登録していただいて、そういう組織をつくっていただいて迅速に動いていただけるという組織っていいですか、そういうものを作っていただきたいなって思うのが私の質問の内容でございます。でございますのでよろしくお願ひします。2点目に入らせていただきます。災害時にテレビで流れる情報とは別に、町内の状況、危険が予測される箇所や被害情報、避難情報とか通行止め、町道ですね、通行止めなど、町のホームページに随時のせて、町民が我が町の状況を共有できることも必要だと考えます。前回の災害のときも広報車の声が全然聞こえなかったっていう方も大

勢いますし、パソコンがない人はちょっと見られることができませんが、町外にいる親類とか知人等が見ることができます。その見た方がまわり人に伝えることもできますし、あちこちの機関に報告する作業もありますでしょうが、できる限りの情報を町民に正確に伝える手段として、ぜひ町のホームページを利用すべきと考えます。また、災害対策本部設置に関する通知及び公表の方法というところで、災害の災害対策本部の組織っていうところにあるんですけども、本部の設置及び廃止の通知っていうところで地域住民に対する通知及び公表の方法っていうのがありますが、そこで週報、広報及び電話等となっております。災害設置の災害本部を設置したときの通知なんですけど、週報、広報では全然遅いと思いますし、電話等っていうのもなかなか大変っていいですか受け答えするほうもこちらから発信するほうも人手が大変いると思いますので、このことに関しましても、ホームページ等で災害対策本部を設置しましたっていう、町民向けのことを、ホームページのほうで載せていただけたら早く皆さんに知らせることができるかなと思います。加えていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、それではお答えしたいと思います。今ご指摘ありましたとおり、災害時の避難情報等につきましては現在、北海道防災情報システムを通しまして、避難情報などを提供しておりますけれども、ご指摘のありましたとおり、避難情報や通行止めの情報、それから災害対策本部の設置状況だとか、などにつきましては、町のホームページに掲載できるように災害時の体制を含めてちょっと見直していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 松澤議員。

9番 松澤議員 今申し上げました2点とも町民の要望として皆さんからお聞ききして申し上げているものでございますのでよろしくお願いいたします。今までの台風は北海道には来ない、来ても勢力が弱まっているという概念が覆されたものでした。これからは常に想定外という言葉の頭に置いて取り組んでいかなければなりません。やれる部分について定期的に訓練、確認をやっていくことも必要ですし、今の前向きな返答とらえまして、いつまでに取り組んでいただけるか、もしわかりましたらぜひ伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり まずボランティアの登録につきましては、早急にちょっと担当係と相談しまし

り課長 　　で、どのようなかたちでしていくか、またどのようなかたちで募集をしていくかということで、検討して、なるべく早めにしていききたいと思います。それから先ほど言いました町のホームページの掲載の件につきましては、これは実際災害が起きないとならないので、次の災害のときには対応できるようにしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 　　松澤議員。

9番  
松澤議員 　　ありがとうございます。次に、観光商工事業の振興について伺います。観光商工課は、平取町のこれからの観光商工に力を入れていくために、産業課から独立させできた課と考えます。大課制を進めるなかで、課を新設するということは大きな意味があり、期待するものです。3月議会のときもこのことについて賛成討論、反対討論と分かれ白熱した議論になりましたが、内容はいずれも観光商工に対する思い入れがある内容でした。それだけ期待されている課ですが、29年度は本格的始動になると思います。そのために、それ相応の予算の確保が必要と考えます。平取町ふるさと寄付条例の事業区分には、観光商工発展のためという区分がない状態です。(6)番にその他目的の達成のために町長が必要と認める事業というのがありますが、明確なものではありません。この事業も、観光商工課にあることからこの区分を新たに加え、新たな振興策への予算を確保してみても考えますが、伺います。

議長 　　観光商工課長。

観光商工  
課長 　　ただいまの松澤議員の質問に答えたいと思います。ふるさと納税の寄付につきましては、昨年9月からインターネットの申し込み及びインターネットの公金支払いサービスというかたちで開始しております。件数で約2050件あまり、金額で約3040万円ほどでありました。本年度平成28年度につきましては、現在4月から7月までで約390件、金額で約536万円というような状況でございます。今言いました平取町ふるさと寄付条例におきましては、第2条におきまして、事業区分が決められているところであります。第1項、教育・文化の推進に関する事業、第2項、保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業、第3項、産業の振興に関する事業、第4項、生活環境の向上に関する事業、第5項、町民活動・行政活動の充実に関する事業、そして第6項、今言いましたけどその他目的達成のために町長が必要と認める事業という6項目であります。実際の寄付申し出書の中では、第6項につきましては、指定なしというかたちで様式としております。そして、第4条におきましては、寄付者は、これらの用途を指定し、寄付をすることができるということで規定されております。ここで言う第3項の産業の振興に関する事業とありますけども、この中には、農林業のほか商工業、観光というかたちのものも網羅されていると考え



ております。また第6次平取町総合計画の事業別基本計画の中でも、同様の事業区分になっております。第1編教育・文化、第2編保健・医療・介護・福祉、第3編産業、第4編生活環境、第5編町民活動・行政活動に分かれておりますので、この中で第3編産業の中におきましては、中分類といたしまして、第3章商工業、第4章観光というかたちで中分類されております。このようなことも考えまして、今回のふるさと寄付条例におきましては、条例上の改正というかたちではなく、寄付の申し込み様式の中で文言を具体的にわかりやすく変えまして、寄付してくれる方に対しまして、観光商工がアピール、またそれに賛同できるようなかたちで変更していきたいというふうなかたちで考えております。例えばもう少し具体的に第1項、第2項と同じように、農林・観光・商工業の振興に関する事業というかたちであればわかりやすいのかなというように考えております。また、これからの観光商工課の振興策といたしまして、他の市町村の取り組みや、施策事業の展開等、調べながら、またそういったものを参考にしながら、これからの平取町の観光施策に取り組んでいって、新しい課としての取り組みを進めたいと考えております。以上です。

議長 松澤議員の質問は終了いたします。次に、7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番 井澤議員 今議会に私のほうから貫気別地区の洪水対策ということで、質問をさせていただきます。先ほど四戸議員からの被害の状況、そういうことについて、また対応については、言っていただきましたので、私のほうについては貫気別地区に限ることでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成15年、18年、そして今回の28年と貫気別の額平川左岸の貫気別市街地及びアブシ地区で洪水がおこって、避難勧告により避難所に避難したっていうのが、今回も行われまして、人的な被害はなかったことは大変幸いだったと思います。年数でいきますと14年間で3度の避難勧告がされたというので、少ない年数の間にこれだけ多くの洪水被害が出ているっていう現状を重く鑑みて貫気別地区ばかりでなくて町内全体の洪水対策ということを立てていかなければいけないと思いますが、町が全部できればいいんでしょうけれども、例えばこれから質問します樋門等についても、道の仕事ですので、あるいはときによっては国の場合があるかもしれませんので、いろんな、今回の被害をみて、対策を道にお願いする、その町が窓口となって、強く要望していただきたいと思ひ質問に立ったところであります。貫気別川左岸の貫気別市街地につきましては、平成15年に家屋の1戸全壊、流出、3戸の半壊だったというふうに記憶してはありますが、そのようなことがありまして、今回については、避難ということのなかで、床下浸水が1戸あったっていう被害にとどまったということは大変幸いだったかと思ひます。今月22、23の洪水で町内、地区と同様に、貫気別地区でも避難勧告されて大勢の町民が避難いたしました。人的被害はなかったことは先ほど

申し述べたとおりですが、水田や畑、トマトハウスへの大きな被害がありました。その被害の状況から、なぜその被害がおこったかを私も貫気別に住んでおりますので、洪水の最中も間近に見ることができ、貫気別支所が対応、地区の対策本部として対応してくれましたけども、被害が少なかった要因の中には役場貫気別支所職員と貫気別自治会、そして第3分団消防団員の適切な判断と行動があったということがありますけれども、忘れてならないのはですね、額平川及び貫気別川にある、3か所ずつの計6か所の樋門を管理委託されている地区住民の方々の働きであったかなと思います。あふれてくる内水を額平川の通称大川と呼ぶことが地区では多いですけど、大川の水面上昇を見ながら、逆流をしてくる直前まで要するに集まってくる内水を樋門から出してやる。そのことによって内水氾濫の被害を最小限に食い止めるというそういう作業を町内、地先の方が多いですけども、やったださっているということで、今回もそのような働きのなかで貫気別市街地3か所につきましてはお1人の方、アブシ地区については3名の方がそれぞれ委託された方が、そのことに労をしてくださって、雨が大雨が降るなか、自分の家も避難勧告を受けながらも、地区の洪水対策のために樋門の開閉に走り回ってくださったということは大変貴重なことではないかと思っておりますので、そのことを重要なことかと把握してます。それらの樋門管理を委託された方々の生の声を聞いてですね、これからの樋門対策等のことについて、要望したいと思っております。まず1番目に、貫気別市街地にかかわる町内会でいくと自治会の第4町内会、第5町内会にかかわるとこなんですけども、額平川と貫気別川の合流点、そこに三つの樋門がありますけれども、名称でいきますと、貫気別川側に本間樋門、コタン橋下流樋門、の二つがあります。額平川に貫気別橋から下流300メートルのところに貫気別橋下流排水樋門と三つの樋門があります。一番その合流点に近いのが、コタン橋下流樋門ということで、これは平成11年2月にできたものですが、一番下流にあって、上流ではけ切れなかった水を排出する樋門としては、平成11年にできたんですが、大変小さくて縦120センチ、横102センチという樋門です。本間樋門については、直径1メートルの円形の樋門であります。額平川下流樋門については、今へドロがたまっていて、実寸を私測ることができませんでしたけども、樋門の大きさからみて、125センチかける125センチかなと思います。状況のなかで一番肝心なのは、コタン橋下流樋門なんですけれども、ここでこの樋門を管理している方のその樋門を管理しながら、洪水の状況を確認した写真、そして、お話を伺いますと、コタン橋下流樋門の樋門の上端からどこまで水かさが上がったかというところで約2メートル40センチぐらい、水がはけなくて、要するに内水がたまった状況のなかで洪水がおこっているということで、1戸の家の床下浸水を含めて、その地区にあります水田、畑等が長時間高い水かさで冠水したという状況がありますけども、このコタン橋、特に下流樋門含めて、3か所の樋門が内水から氾濫してくるのを川に排出する、その排出の樋門としては、小さすぎる、もっと大きくしてほしいというのが現実に

樋門を管理している方の意見ですし、地域の方々においても、やはりその声が強いと思いますが、コタン橋下流、そして貫気別橋下流の三角地帯というか合流点の樋門の状況について樋門拡大を強く道に要請すべきではないかと思いますが、そのことについて、ご意見を伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは、井澤議員の質問にお答えさせていただきます。まず最初に、このたびの9号の災害にあたって、貫気別地区の避難勧告等につきましてはご質問にもありましたけれども、地域、自治会それから消防団の方に非常に迅速な対応をしていただきまして人的被害に及ばなかったということで改めてお礼を申し上げたいと思っております。今ご質問でございますけれども、3か所の樋門ということでございまして、貫気別川の本間樋門、コタン橋の下流樋門、貫気別橋下流排水樋門のことについてのご質問でございますけれども、特にコタン橋下流樋門が管理者の見地でも非常に構造的に狭いというようなことで、内水が思ったように流出できないというような状況にあるということの質問だと思っております。ご存じの通り、いわゆる樋門の役割といいますか、主たる河川、本川の水の逆流を防ぐというところで、非常に15年のときも沙流川の下流の樋門の操作について訴訟までなっているというようなこともございまして、非常に樋門管理のタイミングとかですね、そこに非常に難しさがあると、いう認識でもございます。平取町としましては、15年の災害時にそういった要望が地域から出たというようなこともあって、それから日常的にも、やはり樋門については構造的にどうなんだというような、町に対して要望が寄せられたというような経緯もありまして、この樋門を管理しております室蘭建設管理部に改めてその樋門にかかる沢の流域面積ですとか、それから洪水時の流量、それからタイミング等について再度検討願いたいというような要望を継続してきたというような経緯がございます。一応管理部の見解では構造上に重大な瑕疵といいますか、そういうのが見つからないというようなことで、今後本川の樋門からの流出にかかる支障となるような土砂の排土について、維持的な管理で対応したいというようなことを、平成18年の洪水時以降、そういう回答をいただきまして、現にそういう対応をその樋門の周辺の状況を見ながら対応しているという状況でございます。貫気別地区の樋門についてはこの三つだけに限らず、旭も含めまして額平川で12、貫気別川で18、あわせて30か所の樋門を有するというところでございまして、なかなかこの数を一気に洪水時に適切な操作をするというのはなかなか至難の業というようなところもございますけれども、今回改めてこういった状況が確認できたというようなこともありますので、その当時の洪水状況ですとか、降雨の状況、ご質問にありましたけれども、台風が1週間のうちに三つも北海道に近づくとというようなことは、本当にまれなことですし、昨年の茨城の鬼怒川の爆弾低気圧と呼ばれるような、集中的な豪雨、

そういうことで状況は変わっているというような認識も平取町としてもございますので、再度流域の面積等、洪水時の流量等を再検討して、構造上問題ないか検討するとともに、問題があればその改善について要望、要請をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

ありがとうございます。特に、予想外のっていうところを言ってしまうと、災害を受け入れなきゃいけないということが出てくるかもしれませんけども、やっぱり近年っていうか、の平取につきましては、今、三つの避難勧告がされたときの雨量をみても、今回は比較的少なかったけれども、やはり洪水がおこったと。そして、樋門からの内水の排水が一番この今回の三つ、合流点のところできますとコタン橋下流樋門が120センチの102センチとあまりにも小さすぎると。これが平成11年に北海道がつくってくれたわけですけども、その前のときは堤防のかさ上げなどを含めて、実はもっと間口広く出ているのではないだろうかという管理している方の記憶なので、この樋門で計算の結果、その樋門の大きさでつくっていただいたんだけど、その設計がやはり一番下流で他の二つの樋門ではききれなかったものが全部集まったときにはく樋門としては、きっと計算外のものがあって今回でも、樋門の上端から2メートル40も水がはききれなくてたまるというような状況がありますので、この辺のことについて、さらに現場の状況を見ていただいた上で、道に強く、要請をしていただきたいと思います。続きまして、ふれてはまいりましたが、アブシ地区3樋門についてのことについてお伺いいたします。アブシ地区も、額平川の堤防に囲まれて対岸は山ですので、その流域面積から沢、山からずっと集まってくる水が抜くところは3か所しかありません。伊東樋門っていうのが一番下にありますけれども、伊東宅の一番低いところにあるところですけども、ここに125センチから125センチという樋門があります。それはアブシトエナイ橋からの下流400メートルのところアブシ地区の一番低く、水が集まる場所です。2番目が吉田樋門、これについては私がちょっと調べる時間がなくて先ほど言いました伊東樋門については樋門名がプレートがついておりましたけども、今2番目に言います吉田樋門というのはアブシトエナイ橋から下流100メートルのところにありますけども、私が探した範囲で銘板が見つかりませんでしたので、通常、地先の方の名前をお借りして吉田樋門と今呼ばしていただきますけれども、この樋門が100センチかける100センチです。そして、さらに、アブシトエナイ橋の上流に3番目の樋門として、櫛田樋門っていうことで仮に、これも銘板がありませんので、名づけましたが、アブシトエナイ橋上流200メートルにありますけども、これが60センチの直径の樋門となっています。それで、吉田樋門にかかわるところにつきましては、昨年、地先の方からお願いありまして、私も担当課をお願いして、建築課のほうで、そのこの

吉田樋門に通じるどれぐらいでしょうかね、アブシ地区の真ん中付近を横断している排水路があるんですが、そこが非常にかたい雑草等が長年管理されてなかったんで茂っていて、いかにも水の流れが悪そうだし土砂もたまってるということで、昨年11月にここのところの排水路整備していただいたような経過があるんですが、今回、その出口である吉田樋門について排水して整備していただいたので水の流れはよかったですけれども、この樋門についても、樋門の飲み込む出口のところで水があふれて、草地から水田へと流れていくような状況がおこってございましたし、その上流の櫛田樋門についていかにも直径61センチと小さな樋門ですので、内水をはききれないということになります。そして、一番最後の最後は伊東樋門が上ではききれなかったものが全部集まってくるということで、水田、トマトハウス、畑等が水に浸かったと。幸いに家屋への床下浸水等はなかったようですけれども、被害を受けたという状況にありますので、アブシ地区の3樋門について内水をはききれないという状況がありますのでこのことについてもやはり、強く北海道に対して、改良、間口を広げることについて改良をお願いしていただく必要があるのではないかと思いますけれども、先ほどと重なるところあると思うけれども、このことについてもお答えをいただければと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今ご質問ですね櫛田樋門という名称は、私どものとらえとしてはアブシ橋上流排水樋門という名称が付いているという認識でございます。この3樋門につきましても同様に、前回の答弁と同様に室蘭建設管理部に要望していきたいというふうに思っております。やはり、技術的な樋門の構造といいますか、内水のことだけ考えればやはりどんどんどん排出するようなものが望ましいというような印象がありますけれども、ただやはり本川から流入しては、元も子もないというところもございしますので、その辺適切に本川と沢の洪水対策に最適な樋門のあり方というのがやっぱりあると思いますので、その辺も再度確認していただくことで、対応していただくことで要望させていただければと思います。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

対応を要望していただくということでしたけれども、現実には雨が降って内水氾濫、要するに本河川への排水ができないという状況が今回もおこってますので、そして、排水が終わったら川の本河川の水位上昇を見て、樋門管理者の方は樋門を閉めていただくと、その樋門閉めた後は内水がたまった分については内水氾濫になっていくわけですが、直接に樋門を管理している方々の、もう何人もの方がいますけど声としてはとにかく内水をはききってしまいたいと。川

の水が大川の水が上がってくる前に、それに対応してなくて、はききれないから下流へ下流へとオーバーフローっていうんですか、して流れていってしまうという状況がどの樋門についてもあるわけですので、その辺の構造設計っていうのか、管理の方はそういう、大雨のなかでもそういう委託されているということで、管理をしていただいていると、雨の中でやることはもう大変なことではないかと思うけども、委託しているので、管理してっていうことで、川の水位が上がってきたら、今回も閉めてくださったという状況がありますけども、要は内水を川の水位が上がるまでにはききることによって、内水面氾濫の被害をできるだけ小さくしたいという声を強く聞きましたので、内水面氾濫のことについて、技術的なことについてはどのようにとらえるのが正解かわかりませんが、直接に目の前で大川の水位の逆流するまでは、内水面を流しきるといふその思いをですね、ぜひわかっていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

実際に現場で対応をしている方にとっては、構造がどうこうという話ではないというような場面も想定されますので、ぜひ今回、管理する建設管理部さんにもそういった現場の声というものも直に聞いていただくような、機会もぜひ要望しながら改善等について要望させていただきたいと思っております。以上です。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

ぜひ現場で直接見聞きして、今回の場合はその様子を管理している方のお1人は写真にも撮影しておられるという状況があって私も、その状況を見てますけども、ぜひ担当課の方々も現場の状況、そして、そういう樋門管理の方々、またその地先でこの洪水を受けて、どのようにすることが一番いいかということをよく意見をですね、聞いていただいて、道に状況を伝えていただいて、改善につながればと思いますのでよろしく申し上げます。それでは3番目ですけれども、荷負本村頭首工というのが貫気別橋、額平川の貫気別側下流500メートルぐらい、そしてそれは貫気別川との合流点の100メートル下流ぐらいにありますけども、昭和39年3月、52年前に建てられた大変、今ではもう古くなってコンクリート等がぼろぼろに欠けているようなことですが、貫気別から荷負本村の川向地区の大規模な水田への灌漑する大きな頭首工ですけれども、その頭首工にかかわることで、頭首工を下流へ移設する必要性があるのではないかとということで、質問をいたしたいと思っております。まず一つに、平成15年の貫気別市街地、要するに額平川左岸の市街地の水害は、額平川本流の洪水ではなくて、貫気別川の氾濫を主要因としているということです。そして、2番目として、平取ダムが今建設中ですが、これが完成しても、当地区

の洪水は貫気別川からの氾濫ってということがおこれば、ほとんど防げないのではないかということが二つ目の要因です。3番目としては、貫気別川氾濫の要因は、洪水を受けた貫気別市街地に対して河床が高いということ、要するに市街地に対する河床が低ければ水がはけるし、洪水で堤防を水がこえることはないんですけども、河床差が少ない、河床と住居の高低差が少ないことによるのではないかということです。4番目として、貫気別川の河床の高い要因は本流額平川との合流点すぐ下流にある荷負本村頭首工のえん堤で決まってくるということです。このえん堤は高さ2メートル、正確に測ってませんけども、高さ2メートル以上、そしてえん堤長100メートルぐらいで、要するに合流点の下で川を全体をとめて、そして灌漑用水を取り入れているという頭首工ですけれども、この頭首工によってですね、額平川の河床も貫気別川の河床も決まってくる、それ以上低くなることはない。流れてきた砂利によって全部埋まっていますので、先ほどまで言っていました合流点の三つの樋門についても、その河床が決まっているので、水はその上を流れてきますから、排水ができないという状況があるという、樋門からの排水が十分にできないと、内水面の排水ができないということがあります。そういうことで、そのような荷負本村頭首工っていうのがあるんですけども、平取ダムを検討にかかる意見を聴取するという、されるということで機会があって、平成23年のことですけれども、この中で、わたくし井澤が貫気別市街地区の洪水についての主要因は貫気別川の氾濫にあるので、その最たる要因である荷負本村頭首工を下流300メートルから400メートル、500メートル下流に下げることによって、河床を私の見積もりですけれども、3メートルぐらい下げることができるのではないかと。そういうことで、洪水対策の提案をしましたところ、平取ダムをつくらない、五つぐらいの他の案がそのときは出されていたわけですけれども、その中の一つの中に荷負本村頭首工を下流に下げるというのが、具体的に案として入っておりました。だけれども、平取ダムをつくるということなので、この案は行われていない、河道掘削だとかいろんなことをする案が五つに分けて出されたんですけども、平取ダムをつくることで、そのことは、工事にかかっていないということですけども、今改めて平成15年からこの今年平成28年までのこの大雨による水害の様子をみたときに、貫気別川そして額平川のこの貫気別市街地の河床を下げるためには、ぜひ荷負本村頭首工を下流に下げることが、本当に必要ではないかなということを感じておりますので、そのことについて、この工事はやはり道の頭首工ですから本来は土地改良区のことかもしれませんが、洪水にかかわるということのなかで、道がかかわるのか、その辺のどこについて私調べが定かではありませんが、この荷負本村頭首工の下流への移設ということについて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長

産業課長。

産業課長

はい、ただいまの井澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。荷負本村頭首工、正式名称は貫気別第二頭首工と言われるとこなんでありすけども、町内にある頭首工施設というのは、沙流土地改良区の施設でありますので、改良区から私のほうより現状等について確認をしましたので、それのご報告を申し上げたいと思います。現在の貫気別第2頭首工につきましては、議員おっしゃられたとおり、昭和37年の災害で被災をし、昭和38年から39年で設置をされたものであります。受益者は42戸、受益面積は額平川下流左岸86.70ヘクタールとなっております。移設をとのご質問であります、現在、移設に対する補助事業というのがありません。さらには、新設の頭首工をつくるということになりますと、道との河川協議を行う必要があります、その段階で、現在のような頭首工ではなく、全可動堰と言われるもの、全部の面を可動であげられる可動堰でありますか、それを要求されてくるということで、費用は現在の頭首工の除せき費用を含めると6億をこえるというふうに予想されております。それらの事業費を受益者負担で実施をするということは、受益者の立場であっても、非常に困難であります。さらにその頭首工の位置を下流側へ移動するということは、その頭首工を利用している水田の最上流部へ対し自然流下をするように流さなければならないという、設計がありまして、下げることによって、頭首工から水をポンプアップをしなければならないということで、さらに経費がかさむというような状況になります。改良区からの聞き取りでは以上のようなことで、費用等を含め、設計を考えても、現状での移設は非常に厳しいというお話でございました。数年前に貫気別自治会から降雨災害等で住宅被害が出ないように、貫気別橋から頭首工までの土砂上げについて、町に要請があり、土現に要請をし、対応してくれてる経過があります。先ほど副町長が答弁したとおり、そのようななかでの対応をこれから進めていくのが一番良いというか、それぐらいが現状では可能なのかなというふうに考えておりますので回答いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

先ほど、樋門を拡張して地区のですね、三つの樋門を拡張して、内水氾濫をできるだけ防ぎたいということ、第一に提案してるわけですが、それも、道が相手になることなので、粘り強い交渉をして実現していただきたいと思ひますけども、本当に安心して行くこととしては、当初の平取ダム建設にかかわる、ダムをつくらない、五つの案の中に具体的に荷負本村頭首工を下流に下げるって案があったということは検討に値することだと思ひます。費用の分担については、今、貫気別川左岸の80数町歩の水田がほとんど休耕状況で全部あわせても灌漑溝でもってる水の中で、20町歩に満たないぐらいの水田しか耕作されてないんじゃないかと思ひますけども、それでも、ということですので、



そこが土地改良区で受益住民42戸とお聞きしましたけども、負担となると大変なことだと思いますけども、頭首工ということの補償ではなくて、災害防止、洪水災害防止ということで、河床を下げることによって、開発局も案のなかに立てて、それも一つの方法だということで、出してる案ですので、これは河床を下げて、洪水被害をこの地区の未然に防ぐということでは、大変良い、地域の人に伺っても、もうそれしかないというような案ではないかということでは、その辺の認識をですね、もっと持っていただいて、費用、お金については、道になるかもしれませんが、こういう洪水被害のことに關して、国の予算がいただけないか、そういう、今回、今日の新聞では災害の大臣が、今回の北海道全体のが激甚災害の指定にしたいというようなことがありまして、平取町もその指定の中に入れていいなと思いつながら今朝朝刊読んでましたけども、基本的この地区の人たちが枕を高くして寝れるためには、基本的にはこの荷負本村頭首工を下流への移設としかないのでないかと思いますが、そのことについて、いかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。平取ダムの、ダムによらない検証のいろんな議論を3年間ほど行ってきたという経緯もございます。その中での代替案としての5案の中に頭首工の移設というのがあったということでもございますけれども、ただそのときの代替案がどれほどの見地と言いますか、精度と言いますか、そういうなかで出されたものかどうかというようなところ、私ちょっと疑問があるかなと。より確認しなきゃならんところかなと思っております。代替案としては非常に大ざっぱなものが、まず出るというようなところも案の中にはあったかなという私の印象もございまして、それから当然洪水対策として河川の中にあれだけの工作物があるわけですから、流量を流れることを阻害する要因につながるというのは当然なんで、これがなければ、より洪水対策にとって、河川の断面は確保できるというようなことでの代替案でなかったかなというようなことを思ってるわけです。でですね、今後そういった検討を経て、今平取ダム建設に進んでいるというようなこともございまして、もう、平取ダム、沙流川総合開発総括事業の2ダムほとんどが洪水調整用のダムというようなことでもございまして、平取ダム直下では1750トンの洪水を、毎秒ですね、洪水調整ができるというダムですので、直下でそのぐらいですから貫気別ぐらいまでくるとちょっと数値は落ちますけども、相当の洪水調整ができるという認識でございまして、今までとは違った状況も、大いに期待できると。そのためのダムと言ってもいいと思いますけども、期待できるというふうに思っております。やはり、頭首工の管理等についても、河川断面を確保するための土砂排土がやはり、維持管理としては重要なところかなと思っておりますので、今までも対応していただきましたけども、さらにそういった維持の方法について、管

理者の建設管理部とも協議しながら、対応していただくような要請をしてまいりたいというように思っています。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

はい、先ほど産業課長のご回答の中で、荷負本村頭首工を下流に下げると、今自然流下式で、せきでとめて水かさで下流まで流していくという状況での頭首工になってますけども、平成15年の災害のときで私たちの平取町でなくて、日高町、新冠町、この地区大いな被害があったわけですけども、私の知っているところでは、厚別川支流の里平川でも大変な被害があって、そこでその頭首工の損壊等がいくつか数はちょっとおぼえてませんが、いくつかあって、そのときに再建された頭首工は要するに河床を下げるということを含めて、下流へ移設して下流移設すると要するにポンプアップ、水をくみ上げて、高いところにくみ上げなければ、水田に灌漑排出して行えないということがありますが、この15年の災害の後、私の知るところでは里平川の頭首工のいくつかについては、下流に下げて河床を下げる効果を上げて、そしてお金はかかる、維持費もかかっているけども、ポンプアップして水を灌漑用水をくんでということが行われていると思いますので、一番にはせきをつくって自然流下でいくのが望ましいと思いますけども、ことは、住民の人命とまた財産にかかわるところのなかの洪水を防止するために、この河床が高いことが、特に貫気別川の河床が高いことに問題があると思いますので、ポンプアップするっていうのは事例も災害復旧として行われているのがありますので、全面的にそのことを下流に下げてポンプアップして費用がかかることによって、それを否定できる、頭首工下流に下げることが否定できるものではなくて、現実にはそのような対応をしている。国のお金でやったか、道のお金でやったか、あるいは市町村のお金でやったかまでは確かめてませんが、そういうことがありますので、ことは一番に大事なことは地域、氾濫、洪水によって、被害を受ける地域の人命と財産にかかわることに対応が必要だということで、水田をつくって、この地区の産業を今まで、盛んにしてきてこれからもまた期待できる、そのための水田のための頭首工ですけども、ことは具体的に14年間で避難勧告が三度も出されて、実際に被害おこっている、この貫気別川合流点地域の洪水対策をどうするかっていうことですので、そういうことで、改めてご回答いただければと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますが、先人の皆さんが取水するための最高の場所というようなことで、選定しながら、この頭首工についても設置してございます。また道の管理河川というようなことで、先ほど担当課長のほう

からお話があったように、移設というのは、本当に費用の面等々からも、簡単にできない大変難しい問題なのかなというふうに思っています。また額平川と貫気別川の合流点の下流ということで、堆砂を懸念されているかと存じますがけれども、そのことが災害につながっているかというのは、科学的な認証、実証しておりませんので、定かではございませんけれども、特に平成15年、台風10号のときは、旭地区周辺から芽生にかけて300ミリを超える豪雨による異常出水によりまして、貫気別川と額平川の合流地点では額平川の水位が上がったことでこの合流点の貫気別川の水の行き場がなくなって、築堤を乗り越えて貫気別の7班のほうに市街地を被災したものだというふうに考えてございます。そのことから、毎年、貫気別川については、胆振の振興局にお願いしながら、堆砂の状況を見てですね、河床掘削をさせていただいているところでございますし、また2020年には平取ダムも完成されましてトータルとしては約1000トンの洪水調整がされます。二風谷ダムは600トンということで、約60センチほどでありますけれども、1000トンでありますから、2メートル弱ぐらいは洪水調整されて、額平川の水位が下がると貫気別川の滞留している水もスムーズに流れるというようなことで、大きな効果が発揮されるかというふうに思っていますので、そのように答弁させていただきたいというふうに思います。また土地改良区のほうからはそういった受益者のほうから、移設をしていただきたいとかっていう考え方については今回初めて井澤議員からご質問あって、ちょっと驚いているところでございますけれども、その辺については非常に費用負担の問題ということもございまして、もう一度、地元で十分にさまざまな角度から、検証していただくことが必要ではないかなというふうに思っておりますので、答弁いたします。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時22分)

(再開 午前11時35分)

議長

再開します。井澤議員の質問を続けます。井澤議員。

7番

井澤議員

7番井澤です。合流点付近の樋門にかかわるところで、いろいろと状況判断と前向きな回答をいただいたところですけども、今回の洪水で床下浸水を受けた家屋の方が1戸あったわけですけども、この方の水が、もう本当に床上に上がるんじゃないか、ぎりぎりのところまでだったんですけども、床下で済んだということでそれは幸いであったと思うんですが、この方のお宅の水がですね、床下から引いていくのに夕刻までかかりました。それで、結局先ほど言いましたように、排水の一番下流の樋門から2メートル40も上がって水田が水没するようなそういうようなことなので、水がもうはけるのに時間がかかったとい

うことがあるわけですがけれども、この方のところへ流れてくる水っていう、排水の経路からみますと、貫気別橋から道道が旭方面へ抜けていってますけれども、その道道の横断してわたってる排水管があつて、エネオスのスタンドのところにもずっと排水が集まってくるんですけども、そこがはききれないでたまっているんで、その床下浸水の方のところへずっと長い時間流れ込んでいるという状況が確認できたんですけども、そのことがあつて、貫気別市街地の開発で貫気別橋の架け替え工事が予定されて、今年は道が貫気別橋の手前まで工事をしていただくということで、住民説明等もありましたけども、その橋の架け替え等の工事の中で、道道の上手からの排水が道路の下に直径60センチぐらいの排水があるんですけどもそれを道の説明では、倍の大きさにして、上流からの排水が速やかに流れていくようにということが言われていましたけど、今回の床下浸水の方の長い水の滞留は上流からの水がやっぱり速やかに流れてこなくて、樋門まで届くまでの間に長い間浸水していたということもありますので、その樋門で排水する、潤滑な流れを持っていくために、実はその貫気別橋改良にかかわる工事も大切な、要因となってくるということがありますので、貫気別橋を含めるその道道の改修工事について、町としても道に鋭意促進を促していただいていると思いますけども、この洪水において改めて速やかな樋門からの排水、そして、住宅での浸水等を防ぐためには、そのことも必要であるということが、あるのではないかと思いますので、お聞きしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。道道平取静内線の貫気別市街地部分については、ご存じの通り橋をわたって旭側が用地交渉がなかなか進まないというような状況のなかで、中断しているという状況でございます。今回、橋の右岸側については農協付近までの改良が行われるというようなことになってございます。この新たな改良後の断面、大きい横断管については以前から説明の中でも建設管理部のほうからしていただいているというようなことでもございまして、こういう大雨のたびにそこが非常に詰まるというかですね、断面が確保できないということでの指摘で建設管理部側も検討した結果、大き目の横断管をつけるということになっておりまして、ただそれに伴うそれから下流の排水についても、やはり断面と言いますか、それに沿った断面の確保が必要だということで、あわせて整備が必要だという認識でもございます。そういった意味からも、やはり早期の道道の改良整備ということで、私もずっとこの春からも建設管理部の幹部の方々にも直接会う機会を得ていろいろ要望してる所なんですけども、なかなか進んでいないというのが現状でございまして、この辺に関してもですね、再度、強く管理者に訴えていくということになりますけども、事業としては建設管理部の回答としては、用地が今中断してるけども、工事を、事業をですね、中断することの結論は出してないということで、継続的な交渉を進めていただ

くというようなことも約束していただいておりますので、さらに今後要請を強めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 井澤議員の質問は終了いたします。次に1番松原議員を指名します。松原議員。

1番  
松原議員 1番松原です。先に通告しました二風谷地区再整備計画について2点お伺いいたしたいと思っております。現在二風谷地域の再整備を目標としたアイヌ文化博物館とアイヌ資料館を結ぶ地域で二風谷地区のシンボルゾーンを形成し、実施計画されています。9月8日の北海道新聞に、博物館の駐車場を整備すると報道され、年内に整備工事を着工し本年度中に完成を目指すとありますが、9月に入っていますけれども、いつから始めるのか。また二風谷地区ではアイヌ精神文化尊重と文化的景観との調和したアイヌ文化博物館周辺の整備も進めて、現在あるつとむ民芸店の前の公衆トイレの移設されますが、建設はトイレだけの利用する建物なのか、大きさは現在と同様のトイレの建物なのかお伺いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 はい、それでは今のご質問にお答えしたいと思います。まず最初に二風谷地区の再整備の工事の状況ですけれども、現在の予定では今月の29日に入札をする予定でございます。それで一応今年度中に北側の部分の駐車場の整備をするという予定でございます。それからトイレの移設の件につきましては、これにつきましては一応現状のトイレと大体同じぐらいのトイレを移設するというところで、トイレだけの移設を考えております。以上です。

議長 松原議員。

1番  
松原議員 トイレの現状と同じものを移設という考えでありますけれども、新しくトイレをつくらうとするのであれば、地域全体の商業施設を併用することも考え、地域が発展するように進めるべきと考えます。トイレは地域の文化的景観を尊重し、トイレにも特色がある地元の日高石やカラマツ等の材料を利用した自然に調和した建物を考えることもできると思っております。また、特に青森県の三内丸山遺跡、縄文時代に交流のある貴重なアオトラ石が平取町から運ばれ利用されているということになって報道されております。また、平取、このアオトラ石は貴重な平取の石として、PRをすることもできると思っております。こういう、地元の特産品を使った道の駅の検討ができないか、お伺いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづく はい、それではお答えしたいと思います。二風谷地区の再整備事業につしまし

り課長

では、先ほど議員おっしゃってたとおり、博物館と萱野茂アイヌ資料館を結ぶ地域で二風谷地区のシンボルゾーンを形成することを目的に平成26年度に二風谷地区再整備基本計画を策定しまして、昨年度実施設計を行っているところであります。それで今年度から3か年で事業を実施することとしておりますけれども、その中で、現在あるトイレの移設も計画しております。この計画につきましては、二風谷地区再整備基本計画検討会議で協議を重ねて策定した経緯もありますので、その中でご質問の道の駅についても、議論があったと聞いておりますけれども、結果的に現在の計画にはのっておりません。この計画では3年間の事業を取りまとめてすでに今年度から実施するという事になっておりますので、これから道の駅の整備をするということになれば、建設場所や財源、事業の実施年度などを改めて協議していかなければならないということになりますので、現段階では予定をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

松原議員。

1 番  
松原議員

他の町村ではですね、道の駅は商業施設と併設され、利用されてその地域全体が活性化され多くの方が訪れ、成功されている例がたくさんあります。私も、平成26年9月に平取町の地域活性協議会の進めで道東方面を4か所の道の駅を見学をさせていただきました。平取町でもこういう雇用の場の一つとして参考になるのではないかと考えて見学させていただきました。再整備をですね計画されている、今、アイヌ文化の匠の道やイオル、コタンの事業等の整備をされております。この周辺の環境整備を生かした、憩いの場づくりや都市との交流拠点、またイベントの場づくりなどを目標にして、これから利用することになっております。この周辺の商店は、商店が1軒、食堂も遠く観光客にも不便を感じているところがございます。そこで、多くの人をもてなす施設がこれから必要と考えております。周辺の整備についてはですね、食料品を扱うコンビニ店やレストラン、販売店、平取町の特産物の加工や野菜の直売、またそういう総合的集客商業施設をですね、検討しながら、平取町また平取町の開拓財産を展示するコーナーやアイヌ文化と和人文化との農業との交流を再現しながら、目で見ると、また体験できる開拓財産も利用すべきだと考えております。また、2020年には白老に国立の博物館ができます。観光客が平取にも来ていただけるように満足をしていただけるもてなしができる施設も必要でないかと考えております。まして地元の関係者との協議を重ね、商店の購買にもつながり、より営業の収益が見込めると考えております。ある道の駅の例ですが、全体の経営主体が、管理運営を商工会との間で指定管理して締結、あわせて行政財産の貸し付け許可と公共施設の使用料徴収事務等委託を行い、商工会及び商工会員でですね、形成されている道の駅もあります。そしてまた、この駅の運営は運営委員会がですね運営にかかる決定機関ともされています。このように

公共施設が民間と共同でできる例も参考になりました。現在進めております二風谷地区再整備計画並行しながらですね、これから今進めておられます地域活性、国でも進めておりますが、まち・ひと・しごと創生を平取でも目指して、地域の特性を生かした魅力ある就業機会の創出ができると思います。商店の周辺を道の駅を併用した総合的商業施設をこれから検討することができないか、もう一度、町長にお伺いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますが、担当課長のほうからもお話がございましたように、二風谷地区の再整備の件については、本年度から3年間で二風谷地区の再整備ということで、アイヌ文化博物館前の駐車場を移設し、現駐車場の緑地化を進める。また芝生にしながらか、小川や池などを造成して、アイヌ文化関連施設の一体感を持たせたいというふうに考えております。また、トレイについても、移設をしながら、その周辺が見通せるようにすることとして、これは地元との協議も積み重ねまして、また、発展計画審議会の答申を受け、さらには議会との協議、またアイヌ文化振興推進協議会にもこれは松原議員もメンバーとして加わりながら協議をさせていただいたところでございます。松原議員の質問はトイレ使用だけでなく二風谷の商業施設を併合した道の駅ということで、確かに集客力はあるかと思いますが、すでに実施計画に基づきながら、事業がスタートしているだけにですね、再度見直しするというのは非常に現実的には難しいというふうに考えてございます。今後、二風谷地区の再整備とともに、今先ほど象徴空間のお話が出ておりましたように共同作業所の老朽化対策等々の課題も山積をして、財源にも限度がございますので、年次計画の中で選択と集中をしながら、優先順位を決めて取り進めたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

議長

松原議員。

1 番  
松原議員

はい、これからですね、なおさら白老に国立の博物館できるということで、流動的にお客も平取に来てもらえるようなかたちを我々も作っていくようなことを思っておりますので、できるだけですね、やっぱり平取に来てもらってもてなせるような、そういう地域施設を拡充していただきたいと思っております。次にですね2番目なんですけども、二風谷の分譲地についてお伺いしたいと思います。現在、1軒の分譲されて家を建てておられますけども、この販売状況はどういうふうになっているのか。また、公募方法等はどのようにされているのかお伺いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは二風谷の分譲地の現状についてお話ししたいと思います。現在の二風谷の分譲地ですけれども、分譲済みが2軒で、そのうち、住宅の建設済が1軒となっております。もう1軒につきましては、今年度中の建設ということになっておりますけれども、未着工の状況ですので建設時期の確認をしていきたいと思っております。それからPRの状況でございますけれども、今年度東京の大井競馬場のイベントでチラシの配布を行っております。また町のホームページに常時掲載してPRをしております。また北海道の東京事務所にもチラシを配置をお願いしてPRをしております。また、今年度中にこれから札幌地下鉄の車両6両に3か月間、ステッカーを貼ってPRするというので、これから行う予定をしておりますので、1区画でも分譲できるよということ、今、鋭意努力しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長 松原議員。

1番 松原議員 2軒分譲ということなんですけども、この、申し込みがあまり少ないようなんですけど、この理由としてはどのような理由があったのかっていうような調査しているのはしているのでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 特にそういう売れない調査っていうのが、なかなかどういう調査をすればいいかわからないのでそういうのはちょっとしておりませんけれども、当初自治会等から要望あった時には地元の方もっていうようなお話があって、地元の方も買えるようなかたちで条件等はしておりますので、町外から来た方になるとやっぱりちょっと高速道路から遠いっていうのが1件、紫雲古津だと5分ぐらいで行けますけども二風谷だとやっぱり20分ぐらいかかりますので、そういう面でもやっぱり交通の便が紫雲古津から比べるとちょっと悪いか、買い物も本町まで行かなきゃならない。紫雲古津だと富川だとかも利用できるっていうところで、なかなか料金の割には人気がないというか、買っていただける方が少ないのかなというふうには考えております。以上です。

議長 松原議員。

1番 松原議員 私もですね何人かにお願いして一番話題となっておりますのはやっぱり景気が悪いということや、定住したくても就職する場所がないとか、購入しても家を建てる目途がたたないとか、課長の言うように買い物に行くにはちょっと遠いとかっていういろんな意見がありますが、道外からの人の話を聞いてみますと、



平取町は自然環境がすばらしくて二風谷のアイヌ文化の研究として将来は定住したいという人も、よく聞かれますけども、この申し込みの資格の要件がですね、住宅等の建物建築後速やかにその住所の地に生活の本拠を移せることとなっているのが一番買いたいっていても買えないということで、これ、仕事上どうしても生活の根拠地ですね、移せないっていう人が大変多くですね、この資格要件を緩和できないかなという考えであります。国土交通省では、今、二地区居住の推進ということで、二地区居住の考え方は、人口が減少するなか、すべての地域で定住人口を増やすことはできません。そこでですね、これからは、都市住民が、農山漁村などの地域でも同時に生活拠点を持つ二地区居住などの多様なライフスタイルを視点に持ち、地域の人々の勧誘、移動を図る必要があると考えてというこのような取り組みが過疎地域での空き家対策にも役立っているそうです。またある町ではですね、その町に住まずに、ふるさと居住住民になるという住民票を自治体独自で発行し、この程度の内容については、基本的には、法律の改正だとは、そういう求めないで自治体自体に考案をしている自治体も参考にあります。平取町も、二地域制度を考え緩和する制度ができないか、町長に伺います。

議長

休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

議長

再開します。午前中の松原議員の質問に対する答弁から始めたいと思います。まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、それでは午前中の松原議員のご質問にお答えしたいと思います。分譲の条件につきましては当初、土地購入後2年以内に住宅を建設することとしておりましたけれども、今年度から4年以内ということにしております。そして土地を購入してから5年以内に本人またはその家族が平取町へ住民票を移すというような条件にしております。先ほど松原議員言われておりました二地域居住の関係でですね、こちらのほうに住民票を移さなくても建てれるようにできないかという件につきましては、そういう相談というのはちょっとうちのほうにはなかったもので、そういう情報があれば、こういう状況ですので、柔軟には対応していきたいと思いますので、もしそういう方がおりましたら、一度町のほうにご相談いただければなというふうに思っておりますし、必要があれば、要綱のほうも検討していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

松原議員。

1 番  
松原議員 本当に少しでも早く販売できるように、また二風谷の地域に平取町にですね住居してもらえるように、していただきたいと思っておりますが、最後に、宅地の販売方法についてでありますけども、ふるさとに若者を呼び戻す、定住をさせるための分譲の特別な事業として考えてはどうかという点を言いたいと思います。この事業の目玉の対象としてはですね、大都市圏に就職や進学して一定期間都市生活した後、ふるさとにまた帰るUターン者や都市で生まれて育った学生や住民が自分の生まれた都市を離れて平取町に就職や転職をしたいという、平取にまた住みついてもらうような人がUターン者にですねこの二風谷の分譲地の一部を対象にした宅地を無償提供する制度ができないかということがあります。ふるさとに若者を呼び戻して定住させていく施策として考えてはどうかということがあります。また道路沿いに近いので草等が大変目立ってですね、整備が望まれる。このなかの宅地の管理体制はどのようになっているかをお伺いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 はい。それではお答えいたします。まず最初に管理体制ってということなんですけども、環境整備につきましては、草刈りを年2回、高齢者事業団にお願いして実施しております。けっこう伸びてから刈ってるってということもあってちょっと見苦しいところもありましたけれども、来年度以降なるべく早め早めに対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それから最初にご質問のありましたUターンの事業の一環として、その宅地を無償に若者に提供できないかという件につきましては、今後、いろいろところで検討しながら、そういう施策ができるかどうかということも含めて検討していきたいなというふうに考えておりますので、ただなかなか宅地だけを無償であげるといっても、特にUターンの方であればある程度資金だとか働くところがないとなかなか、家を建ててくれるっていう状況にはならないと思いますので、その辺どういような方法がいいのか、現在あそこ8区画空いておりますので、なるべく早く、埋まるようなことで何かいろいろな手だては考えていきたいと思ひますので、今後とも、いろいろご提言というかですね、ご意見いただければなと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議長 松原議員の質問は終了いたします。次に、6番高山議員を指名します。高山議員。

6 番  
高山議員 6番高山です。先に通告してありますように、災害復旧関係、それから町長等の交際費の支給基準と、そして熊本地震における平取町の災害対応ということで、3点質問を出しているところでございますけれども、まず1問目の災害復

旧関係でございますけれども、前段4名の議員の方が、それぞれ質問しておりますので、なるべくふくそうしないようなかたちのなかで質問をさせていただければというふうに考えております。それでは今回の台風災害について、まずもって何点か伺いたいと思います。今朝ほどの行政報告の中で、8月23日台風9号に伴う被害状況等ということのなかで、ご報告がありましたけれども、まず1点目はですね、当日の朝に避難勧告、もしくは自主避難ということで、ここに63世帯の126名ということで書いてございますけれども、避難勧告なりということにつきましてはですね、町からは、どんなに避難情報、例えば町民の方々が避難勧告に従って行動するときどういう情報の入手があったのか、その辺をまず1点お伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 それではお答えいたします。避難勧告につきましては紫雲古津、去場地区に出したときにつきましては対象世帯に職員が1軒1軒回って避難勧告というかたちで避難を呼びかけたという経緯がございます。それからあと貫気別地区におきましては、消防団の方で広報していただいたり、ご近所で声をかけていただいたりというかたちで避難をしていただいたということになっております。以上です。

議長 高山議員。

6番 高山議員 ただいまの答弁の内容ですけれども、紫雲古津、去場地区については、それぞれ1軒1軒ということで、災害的にはですね小さな災害ということがあって、ピンポイントにそのようなかたちでの情報伝達の方法だったかなというふうに思いますけれども、そういった意味では今回は特別だということで、それぞれこのガイドマップにも書いてありますけれども、例えば情報については、一般のテレビ、ラジオ、広報車、それから消防サイレン、エリアメールということで、それぞれ出ておりますけれども、今回の災害については、地域は限定されているということのなかで1軒1軒職員が朝回ったということの確認でよろしいですか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、お答えいたします。今議員申されたとおり、戸数が紫雲古津、去場でちょっと今正確な数字あれですけど10何軒ほどだったものですからエリアメールはあえて使わず、個人個人、1軒1軒、そして時間帯も夜中というか朝の3時20分、3時30分頃だったものですからエリアメールを回すと携帯電話だとかスマートフォン持ってる方全員にいつてしまいますので、そういうことで

今回は個別の対応をさせていただいたということでございます。

議長 高山議員。

6番 高山議員 そういった意味ではもちろん全員にいくいかないということはあまり気にしなくていいんですけども、ただ今回限定的な20軒以内ということの避難勧告だということではございますけれども、やはりこれ大きな災害なるときにはこのマップに書いてあるように、広報車なりサイレンなり、エリアメールをするということについては、そのような考え方でいるということの確認でよろしいんですよ。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 そのとおりでございます。

議長 高山議員。

6番 高山議員 それではもう1点伺いますけれども、今回の災害について、それぞれみていきますと、このガイドマップの中では、外水氾濫、内水氾濫、その他の氾濫ということで、特に外水氾濫についてはですね、沙流川のそういった意味では水かさが増してということの内容になるかなというふうに思っています。これにはですね、一時避難所なり避難所なり、そして危険な箇所については想定して出しているところがございますけれども、その中で避難判断水位が26.3メートル、氾濫危険水位が26.9メートルということで、ここに書かれておりますけれども、これは、それぞれが知る必要はないということにもなりますけれども、一定程度、どうかたちで水位が上がってるかっていうことを個人がなかなか確認するのは難しいかなと思いますけれども、ただダムとの放流との関係というのは非常にこの外水氾濫については、重要なことかなというふうには思っています。結果的にですね、二風谷ダムが毎秒何トン放流したら、例えば荷葉の川向の無堤地区は水がのる。例えば親水公園でも毎秒何トンやったら下の遊歩道なりのところがですね、例えば水がのる。例えば紫雲古津の霞堤については、何トンの放流、放流だけではなくて、内水氾濫もあると思いますけれども、そのようなことについて、基本的にはですね、それぞれの例えば災害本部としては了解なり、周知をしているかどうかについて、お聞かせをいただければと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長

今のご質問ですけれども、ダム放流につきましては、基本的には放流量に応じてそれぞれ河川敷を使っている利用者等がおりますので、ちょっと今持ってきてないんですけど150トンとか500トン以上になると随時、利用者のほうには報告しております。それで一番ダムの放流で一番最初に影響を受けるのが、川向のヌタツ地区ですね、荷葉大橋の所があそこ無堤なものですから、水が増えるとあそこが一番最初にハウスだとか人家だとか、あるということで、あの辺については、この間いろいろ情報を集めながらやっておりましたが、この間実際には毎秒2200トン、最高でダムが放流したんですけども、そのときにはヌタツ地区のところには多少水はのったんですけども、人家等には影響はないということになっております。それらについては今後防災係のほうを中心に、このぐらいまで保留するとこの辺が水がつくってというようなことで、いろいろデータを集めていながらやっていきたいなということで、そのあと1週間後、30日の日だったか、日高で大きな災害があったときなんですけれども、あのとき実際問題、平取町はほとんど雨が降ってなかったんですけども、奥のウエンザルだとか日勝峠のほうですごい雨が降りまして、あのとき日勝峠のところでは多分累加雨量で500ミリ以上降っておりまして、あのときは平取ではほとんど降ってなかったんですけども、岩知志ダムで約1700トンの放流がありまして、二風谷ダムでも1600トン近くの放流になっておりまして、そのときヌタツ地区がどうなるかということでいろいろみながらやっておりましたが、そのときは大体1週間前、23日の台風から比べると1メートルぐらい水位がちょっとまだ低かったというようなことで、それらについては室蘭開発建設部のほうともいろいろ、治水課のほうだとかいろいろデータをいただきながら、どのぐらいまでの水位になると危ないよだとか、ダム放流してからだいたい1時間2時間後に平取の水位が上がってくるというような状況もありますので、そういうのいろいろデータを取りながら今後の台風に備えていきたいなというふうに考えております。

議長

高山議員。

6番  
高山議員

今のお話ですと、毎秒2200トンで、俗に言う荷葉の川向地区のヌタツ無堤地区については、水がのるかからないかぐらいのぎりぎりだったということなんですけれども、例えば、危険氾濫水位だとかそういったかたちのなかで、本部からそれぞれ指示を出すときに、荷葉の無堤地区については、毎秒何トン出たら水がのるといふことのそういった了解はしているのかどうか、それもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく

ヌタツ地区につきましては、水位が約23メートル、平取地区の水位計があ

り課長	るんですけども、23メートルになるともう避難勧告というか避難をお願いするようなかたちをとっております。
議長	高山議員。
6番 高山議員	水位が23メートルということは河道もありますから、ダム放流がいくらあると23メートルになるかということをご理解しているかどうかをお聞きしたいんですけども。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	そこら辺はですね、そのときの状況によってちょっと変わってきますので、そこら辺はダムの放流量だとか、雨量だとか、データ見ながらやっておりますのでダムの放流が何トンになったからだめ、水位が何メートルになるということではなくてですね、上昇の、上がってるのを見ながら見ておりますので、ご理解いただければと思います。
議長	高山議員。
6番 高山議員	そういった意味では、ダム直下ですから、大きく例えば水が河川から入ってくるというのはアベツだとか何か所しかないんですけども、やっぱり、災害対策本部ということであれば、外水氾濫の一番大きな要因というのはやっぱりダム放流だと思うんですよ。ダム放流プラスさし水っていうか横の川から入ってくるというのが、このダム直下の本町なり荷菜なり去場なり紫雲古津がやはり問題だということで、そのときそのときの状況ということではなくて、ダムが何トン毎秒何トンをやっぱり放流したときに、横のさし水も考えたときに最低限これでは危ないよということは、やはり今後ですね、やっぱりそういったことについては、やはり了解しておく必要があるんでないかと。そのことはなければですね、前には先ほど言ったように、500トンなったら河川敷を使っている方に昔であれば、夜中でも電話をしたり、電報打ったりということはあるんでしょうけど今はそういうことはないのかなと思いますけれども、最低限、荷菜なら荷菜のところ、例えば紫雲古津の霞堤、例えば本町の親水公園の下の河岸道路のところについては、何トン放流したら、やはりそこは水がのるよということはですね、やっぱりそういったことはやっぱり理解しておかないと、やはり危険予知ということのなかで、地域に指示を出したり、職員に指示を出したりするときにやはりやっぱり不都合ではないかなというところがありますので、やっぱりその辺はきちっとですね、やっぱり地域に情報出す側としては、やはり開発なりと協議をしながらですね、開発ではそういう資料全部持ってますので、そういうものを提供受けながらですね対応していただければいいかな

というふうに思っています。で、これから河道掘削でずっと富川から来てますので、これから大きな例えばものが水が出ててもですね、無堤地区でも水がのらない可能性っていうのは高くなるかなとは思いますが、そういった意味ではですね、15年台風のときにはですね、毎秒6300トンとか6500トンと言いますが、そうなったらもうダム機能はほとんどないような状況ですので、そこまでいくような、今回の雨量ではないですけども、今はもう1点お聞かせ願いたいんですけども、1年に1回定期的に開発だとか土現だとか、例えば消防だとかっていうところを集めたなかで、そういうなかで連絡会議をやりながらっていう部分、ものは昔はあったように思うんですけど、現在はそういうような取り組みっちゃうのはなされているかどうか、もう1点お聞かせいただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、まずはダム放流と水位の関係につきましては、ちょっと調べまして、今後きちんとしたデータというか、そういうのは開発とも協力しながら、とっていきいたいというふうに考えております。それからダム放流の件につきましては、先ほど言いましたように利用者についてはある程度、夜中でも電話とかファックスですべて報告を、一定程度の水が出た場合は、一定程度の報告はしております。最後に開発だとか、土現さんだとかとの連絡調整会議っていうことですけども、ダムの関係の会議につきましては、室蘭建設管理部についてはちょっと入ってないんですけども、森林管理署だとか、あとダム管だとか沙流川ダム事務所、それから町を入れたなかで、連絡調整会議を春にやっております。以上です。

議長

高山議員。

6番  
高山議員

今、そういったかたちのなかではですね、ぜひ、例えば毎秒何トンやったら、荷菜無堤地区にはのるっていうようなことも含めて、そういうやっぱり危険な放流というのはきちっとありますので、そういうことをですね、今後ともその災害関係に参考にしていただければというふうに思います。もう1点ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、今度は庁舎内の対応ですけども、そういった意味では、この4月にそういった意味では人事異動だとか、機構改革だとかって、災害が今まで総務課もったものが、企画に来たということがございますけれども、そういった意味では、担当課なり担当者が変わった部署に行ったときにですね、元の災害を担当していた部署から新しい担当課に来たときには、そういう引き継ぎっていうのはあるのかどうか、その辺はどうですか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 その件につきましては、防災係がまちづくり課に来たのが昨年、平成27年度でございます。そういう面では人事異動に伴う引き継ぎについては、それぞれやっておりますので、ちょっと足りない部分もあろうかと思っておりますけれども、それについてはなった時点できちんとやっております。

議長 高山議員。

6番 高山議員 そういった意味では、役所ですから引き継ぎもきちっとされてるかなと思えますけれども、本当の情報かどうかわからないですけれども、やっぱり災害で見回りなりいろんなかたちで行く時にはですね、あまり若い職員ばかりで組ませていくとやっぱり経験値がないというようなこともございますので、やはりいろいろちょっと問題があるよってということも聞いておりますので、今後ですね、そういったかたちで来てくれる方が本当にベテランでっていう方が僕は当日4時半からちょっと回ってはいたんですけども、本当に来てくれた方については見た感じではベテランの職員だったんですけども、やっぱり一方ではですね、本当にまだあまり経験値のない職員が来てってというようなことで、少し何かそういったことではということのお話も聞きますので、災害で出すときにはきつともって今も同じだと思いますけれども、どこにだれが何をしに行くかっていうことにもきちっと情報伝えて出かけてると思いますけれども、何をしに行くか、どんな状況かということもきちっと出て行く職員には、そういった情報引き継いで出て行っているのかどうか、再度ちょっと当たり前なんですけれども、確認をしていきたいと思っておりますので。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、今回の災害につきましては、出て行く職員につきましてはある程度現場を知っている職員を1、2名つけて、それに作業部隊といいますかね、例えば土のう積みだとかするんであれば若い職員を使4、5名というようなかたちで、全部若い職員だとか、経験のない職員ということではなくて、指示できるものと、あとそれに伴って作業するものというようなかたちで配分というか、メンバーを決めながら派遣というか、やっている状況でございます。内容につきましても、出て行った時間だとか、出て行った場所、何をしに行ったかということについては、逐次ですね、黒板やなんかを書いて、誰がどこへ行ったかっていうのがすぐわかるようにしておりますし、行って何をやるかということにつきましても、指示する職員もおりますので、そこではそういうことで対応してきております。以上です。

議長 高山議員。



6 番  
高山議員

私は町の情報しか知り得ない状況ですので、そういったかたちでやっているということであればですね、そういったなかで対応ができてるのかなっていうのは、あれしてますけれども、中にはちょっとあの問題があったというようなこともちらっとは聞いていますので、今後そういったかたちで、今、担当課長も言われたようなかたちのなかで対応していただければ、なおですね、ありがたいかなというふうに考えているところでございます。この災害対策についても1点ちょっとお聞きしたいんですけども、今回の被害状況等についてはですね、それぞれ、細かな被害と今日の被害状況等ということで、一覧表でいただけてますけれども、特に土木被害だとかいろいろこうありますけれども、農地、農業用施設だけに限ってですね、ちょっとお話を、対応を聞かせていただきたいということで考えております。農地や農業用施設については、公災といって補助事業がらみのもものも出てきますし、それと例えば直轄事業であれば土地改良法による国庫負担が伴うものが出てくるというようなことで、正直ちょっといろいろこう勉強したんですが、難しくてよくわからないというのが正直なところでございます。それで、今個人が絡むものということで、農地、農業用施設については、今回の台風について、例えば補助でみれて補助でみれないものはどうするかだとかっていう、そういうところの整理がですね、この被害報告整理台帳を見ると、単独復旧、単災なっているのと、公共なっているのといろいろあるんですけども、基本的には個人がかかわる農地だとかっていうところについての災害復旧事業等についての対応は、どのようなかたちになるか、申しわけないですけども、教えていただければ大変ありがたいんですけど。

議長

産業課長。

産業課長

はい、農地、農業施設の災害復旧についてのご質問でしたので私のほうからお答えさせていただきます。平取町では15年18年と災害を経験しておりますのでそれらを踏襲いたしまして、今般の災害につきましても同様に取り扱わせていただいております。まず小規模災害、農地の災害でありますけども、15年は40万を限度に、18年は50万を限度に2分の1助成というのをやってきております。今般は8月の26日付けで大雨災害に伴う特別要綱を設置いたしまして、上限額70万ということで、農地災害には対応していく予定であります。ただし、今回の災害は雨による災害で、河川、町費河川からの流入、それと治山施設が入っている砂防ダムの流路の下のほう、さらには砂防ダムを計画しているところの農地、そして灌漑溝があふれて水が出たところの農地、さらには灌漑溝に伴う排水路の排水があふれて農地に土砂が流入というようなケースがありますので、それらのケースにつきましては、それらの施設を直すと同時に、農地にたまった土砂、それらを除去をするというかたちで農地災害の分については、附帯工事ということでやる予定になっておりますので、そのよ

うなかたちで作業を進めておるところであります。以上です。

議長 高山議員。

6番 高山議員 今15年の関係、18年の関係と同様にといいことで、俗に言う小規模災害、小災害と40万以下のものについては、町としては独自に70万まで上限を上げて2分の1を補助するという理解でよろしいかどうかもう1回だけ。

議長 産業課長。

産業課長 すいません言葉足らずで申しわけございません。補助額の限度が40万50万70万ですんで、今回は140万の被害復旧がかかったところは70万。以上ですから、200万であっても70万というかたちになります。以上です。

議長 高山議員。

6番 高山議員 ちょっとそしたら産業課とはまたちょっと違うかもしれませんが、仮にですね、今回見ると、住宅なんかは床下浸水だとか、商業では施設だとかっていうものがあるんですけども、仮に今回だけではないですけど、仮に今回の雨で一般住宅だとか、商業やってる方のところが例えば押水によって例えばまわりがどろだらけになって、本来は自分でできるものは自分でという自助共助公助の、そういった考え方で地域の人も頑張らなきゃいけないということではあるんですけども、それはどうしてもっていうことのなかで、俗に言う一般住宅が被害を受けたときだとかについては、今回の農地の並びでは対応できないということですので、その辺はどういうふうを考えればいいのか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、住宅の被害についてなんですけれども、平成15年に大きな災害があったときに、住宅の支援の要綱を町では作成しております。平取町被災者住宅再建等支援金交付要綱っていうのを策定しております。この要綱の中で対象としている災害につきましては、災害救助法が適用になった災害になった場合のみ支援金を交付するというので、例えば全壊したところの住宅には400万だとか、破損住宅ということで、例えば、建物面積が一部損壊だとか、半壊ぐらいした場合は250万だとかってというような、ちょっと細かい要綱をつくっておりますので、今回のように災害救助法が適用にならない場合については、特に、支援はありませんけれども、本当に大きな災害になったときには、一応この要綱で対応していくことになるかと思えます。

議長	高山議員。
6 番 高山議員	そういった意味では河川だとかから出てきた水による災害等については、一般単独災みたいなかたちで拾うことは可能かどうかというのは協議の中で整理がされていくという理解でよろしいでしょうか。
議長	産業課長。
産業課長	はい、そのとおりでよろしいと思います。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	そういった意味ではですね、本来やっぱり自分のオプションで整理をしなきゃならないというのはもちろんそうなんですけれども、今、回答いただいたように極力大きなかたちのなかでですね、対応していただければ大変ありがたいかなというふうに思っています。ただもう1点だけ確認をしたいんですけれども、単災でやったときに、起債対応で交付税に財政需要額に入って、それが対応できるというような内容になるのかどうかだけもう一点教えていただきたいと思っています。
議長	総務課長。
総務課長	お答えをいたしたいと思います。国庫補助金の対象とならない小災害につきましてはいわゆる単独災害となりますが、町としてはできるだけ、起債の対象となるよう、国に対して申請を行い、災害復旧に関する経費について、結果的に町の一般財源による負担が少なくなるよう努力してまいりたいと考えております。起債のうち起債の元利償還額の80%が交付税算入あるいは特別交付税の算入にもなり得るということとなります。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	なかなか、災害についてはいろいろこう調べるんですけれども、ちょっとあの素人なんで正直わかりづらいというところも多々あるんですけれども、できましたらやはりそういったかたちで交付税算入ができるということであればですね、原因が今回の災害だということのなかで一定程度整理をしていただきながら対応していただければ大変ありがたいかなというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいなと思っています。次の2点目なんですけれども、2点目についてですね、それぞれご質問を申し上げたいというふうに思っています。この2問目でございますけれども、平取町では平成17年に策定しました情報

公開条例がありますけれども、積極的に情報を提供するという体制を構築しているということですが、この平取町情報公開条例ですけれども、これはですね、どちらかというと、もし必要なら請求しなさいということが、大きな趣旨になってるかなというふうには読み取っていますけれども、ただそのあと作りました平取町自治基本条例の第5条の中においてですね、情報の共有と公開がということがうたわれておまして、その開設においてもこれからは情報提供のあり方として、広報やまちだよりやホームページ、まちづくり町民講座等によるというようなことが情報を積極的に提供する手段を検討するということが、その自治基本条例の大きな柱の流れの中にもですね、そのことが書かれているような状況でございます。私はですね今そういった意味では全国的にみても町から積極的に情報公開を進めていくことが必要であるというふうに感じています。請求しなければなかなか、情報いただけないというそういうかたちではなくてですね、一歩進んだかたちというかたちのなかで、できましたら、手始めに町長が町政執行のために町を代表して外部と交際する場合において支出する交際費の適正かつ公正な支出を図るべく、支出基準及び公開に関するそういった要綱を整備することが必要だと思いますけれども、その考え方について、町としてはどのように考えているか伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。交際費につきましては、基本的には町長の裁量にゆだねられているものと認識しておりますが、その使い方は、出納検査の対象にもなっており、社会通念上、儀礼の範囲を超えることなく、妥当と思われる範囲内で必要最小限度に努めるべきものであるというふうに考えております。高山議員ご提案の支出基準に関する要綱を定めることにつきましては、近隣及び道内各市町村の実例を調査し前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長 高山議員。

6番 高山議員 町長交際費だから何かその隠してやってるとかそういうことは一切言ってるわけではなくてね、実際的には、資料を提供していただいて、私たちも見ている。そういった今総務課長が言われたようなことを、支出基準のそういったものを設ければいいだけということと、その公開をですねやはりきちっとしていくことも必要でないかということで、できればぜひ支出基準の要綱には、支出区分の内容の明文化、もちろん町では弔意見舞金の支出基準もありますけれども、この基準も使いながら、それぞれに各区分を設定したらどうかということ。例えば最低でも四半期ごとにホームページ上での支出の日、支出区分、交際費の内容、支出した金額、交際費の支払い先を積極的に公開することが必要だとい

うことは私は考えていますけれども、何か特別なことすれということではなくてそれを適正に使っているものをきちっとホームページで公開することがやはり必要でないか、この時代にですね、正しく使ってるからいいということだけではなくて、誰が見てもきちっとこういうかたちで使っているんだなっていうのがわかるような、そういう支出基準をつくって公開をすることはどうかということなんですけれども、再度ご答弁をお願いしたいと。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。高山議員ご指摘の支出基準の設定、それにつきましてですね、その支出基準を公開をするということ、公開も含めて、支出基準自体の要綱の内容とそれを公開することを含めてですね、前向きに検討したいというふうに考えております。交際費に関する個々の具体的な支出内容につきましては、町の情報公開条例の6条の公開請求に基づきまして町として対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

高山議員。

6番

高山議員

そういった意味では個々に支出したものについては、町の情報公開条例の6条のもので、請求があったら出すということであれば、今までの情報公開条例に基づいてやってるということですので、そういったことも整理をしながら、やはり例えば厚真町なんかはですね毎月、実は支出基準と公開に基づいて出している。例えばこれ25年の4月の苦民によりますと、開示されるのは祝儀や香典などの支出区分、集会、懇談会や葬儀などの交際費の内容と名称、個別の金額、主催者名などの支払い先を明記する。4月から月単位で翌月まで町のホームページで公開するというところで、これにはうしろのほうに、政治家の資金パーティーの券は買わないだとかいろいろなことがあって70万から40万ぐらいに削減できるという見通しだとかって書いてありますけれども、そこまでいなくても、出して、例えば監査でも何でも見せてくれたら何も隠さずに見せていけるような内容のものですから、この支出基準をつくって公開をする要綱をつくったときに、情報公開条例の6条がどうのこうのということではない考え方で、整理していただければ大変ありがたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたしたいと思います。高山議員ご指摘の具体的な支出内容につきまして、町のホームページに公開してはどうかというご要望であります。これにつきましてですね、そういうご要望ですので、近隣や道内の市町村の状況を

調査をいたしまして、検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長 高山議員。

6番 高山議員 ぜひですね、そういった意味では、この25年4月の苦民では胆振管内では初めてということはありませんけれども、全道的にも全国的にもそういう支出基準を設けながら、公開をしているというところがやっぱりあるんで、やはり積極的に情報公開をするという観点からいくとですね、やはりそういったことを検討していただければ大変ありがたいかなというふうに思っています。前回の一般質問のときにも言いましたように、実は町長交際費で弔意舞金を出していた。それは新しい前回も言いましたけれども、4月に議員になったときに、これは新しいものだよってもらったやつと、一般質問のときにももらったやつと中身が違う。そういうことはね、実際的に町のこのホームページによる公開条例見ると、あの人亡くなったのにこの人には出してないというようなことがやっぱりきちっとわかる。そういうことも踏まえて、やっぱりこの公開するというこの非常に大事だということをですね、私は考えておりますけれども、町理事者の考え方はどうなのかちょっとお聞かせいただければありがたいんですけど。

議長 町長。

町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。これまで交際費については、出納検査の対象でもありますし、また議会の決算審査での検査対象として審査をしていただきながら、二重の検査もしっかり見ていただいておりますので、私としては公開請求に応じることで、対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、他町のそういった公開の事例もあるということでございますので、全道的なかたちのなかでそういった内容等を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

議長 高山議員。

6番 高山議員 そういった意味では町長から前向きなお言葉をいただきましたので、二重、三重で公開しながらですね、誰からもホームページを見ると、町理事者がどのような活動をしてるかということもおわかりになりますので、できれば積極的に、情報公開条例を盾にするようなことではなくて、変えてでもですね、そういったかたちのなかで検討していただくということでお願いをしたいというふうに思っています。それでは次の3点目ですけれども、本年の4月の14日から16日にかけて発生しました熊本地方を震源とする地震の被害が実はありました。これらにつきましてはですね、それぞれ、ひどい状況でございますけれど

も、8月の現在でもまだ、実は避難をしている方々もいらっしゃる。そういった意味では、震度1以上を観測する地震が、約2千回、1943回発生している。こういう状況のなかで、人的被害もですね死者が8月の1日現在ですけれども、64名と重傷が604名と軽傷が1450名、これらのほとんどは熊本県の被害ということになっています。建物についても九州にそれぞれ各県ありますけれども、実は全壊が8549棟、それから半壊が2万7728棟、そして一部破損が13万1163というような未曾有の地震災害がおきている状況でございます。私が聞きたいのは、こういった地震に対してうちの町ではどのように取り組んでいるかということをもっと、お聞かせをいただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。本年、4月に発生いたしました熊本地震の被災者に対する、義援金につきましては、4月22日付で、北海道町村会長から通知があり、北海道町村会として各町村からの負担は求めず、北海道町村会から熊本県町村会に対して1千万円の見舞金を贈呈いたしており、これにより、町といたしましては直接的に公費をもって義援金を送る取り組みはいたしておりません。したがって、町村会を通じて間接的に被災者に対する援助の取り組みをしているという状況でございます。これにつきましては日高管内各町とも、同じ対応となっております。以上です。

議長

高山議員。

6番

高山議員

今、道の町村会がまとめて1千万を出したんで、町としての取り組みとしては、管内もそうですけれども、そういったかたちで取り組んでいないということでございますけれども、民間といいますか、社会福祉協議会だけの取り扱いでも、140万ぐらい、そのほか聞くところによると直接日赤なり共募なりということと、それぞれの個人で出している方々が町内にはたくさんいます。自治振興会についてもですね、それぞれ集めて、90万近いということがこの間、新聞の記事にも載っていたところです。平取もですね、平成4年、9年、13年、15年、18年ということで、20億から15年についてはですね今も記憶に新しいですけれども、貫気別の川が破堤してですね、被害が大きくなってということで、85億円の被害を出しているという状況です。そのあとでもですね、18年には20億ぐらいの被害が出しているということなんですけれども、この中でちょっとお聞きしたいんですけれども、平成15年にはですね、私もトライアスロン大会の担当課長として、二風谷ダムにいましたけれども、ダム一面が流木で埋まっていた。そういうような状況のときにですね、うちの町としては始まって以来の大きな被害だったというふうに思っています。テレビで

も全国テレビでもですね、ダムの流木等については大々的に取り上げられて、全国からそれぞれ義援金がきたと思うんですけども、当時15年のときにはどれぐらいの現金がうちの町に寄せられたのか、お聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 その義援金の金額については、今、承知をしておりません。申しわけありませんが、以上であります。

議長 町長。

町長 私、総務課長やってた当時でございますので、今正確な数字ではございませんけれども、1億ちょっときてたと思います。それで住宅の再建関係だとかいろんな支援してですね、1億円ほど利用しましたけれども、本当にありがたいもので義援金というかたちでですね、ほとんどそれが平取町に支援金というかたちで来ておりますので、お答えをしておきたいと思います。

議長 高山議員。

6番 高山議員 15年の台風10号の災害のときにはですね、私も記憶してますけれども1億を超えたというような、記憶がございます。そのあと東北沖でおきた津波被害については、うちの町としてはどれだけ町としてたぶんあのときも日高町村会経由だと思いますけれども、どれだけ義援金というか、それを送ったのか、お聞かせいただければと思います。

議長 町長。

町長 町で公金を支援したのは、東北3県に100万ずつ、300万、義援金というかたちで赤十字を通じて、日赤を通じてですね、義援金として提供しております。

議長 高山議員。

6番 高山議員 1億をもらったあとにですね、東北には100万ずつの300万ということで今町長からお話聞きましたけれども、今回なぜ熊本も1か月以上も余震が続いてというような状況のなかで、例えば隣の胆振のほう聞きますとですね、たまたま私はむかわの監査をやっていますので、お話を聞くと、実はむかわ一度もその災害義援金的なものももらったことがない。それだけ災害がないということの裏返しかもしれませんけれども、災害があったときにですね、近隣の町村



というから日高管内ではないと思いますけれども、胆振のほうの関係だと思えますが、むかわは少なかったけれどということで、50万出してる。それは、道経由で熊本県に出してるというような内容のお話でございました。なぜ東北のときにはそれだけで今回の熊本にはですね、町として1億もらった町としてなぜその災害義援金を送るといことのお話は庁舎内のなかでも何も出なかったということなのかどうか、その辺はどうして東北では出したけれども熊本は出してないのか、その辺はどういう理由からかお聞かせいただければと。

議長

町長。

町長

4月14日の熊本地方を震源とする地震によって多数の方々が生命または身体に危害を受け、また家屋の倒壊、土砂崩れ、ライフラインも大きな損壊を踏まえて平取町も今お答えしたとおり、15年の台風10号のときは全国から多くの見舞金をいただいた経緯もございますので、東日本大震災時には今申し上げたように東北3県に見舞金を送付したところでありまして、同様の対応も私としては検討して、考えておりましたけれども、いち早く北海道町村会として財政調整積立金の財源を活用しながら、熊本県の町村会に対し見舞金を贈呈することとなったことによりまして、管内の状況も勘案しながら、このたびは町としての見舞金は贈呈はしてございません。

議長

高山議員。

6番

高山議員

そのような理由で出してないということでございますけれども、できればですね、いつも管内横並びなんですけれども、そういった意味では災害の義援金の受け取り方もそれぞれ別々だと思うんですけども、例えば町村会で今からでは遅いかどうかというのはぼくの判断ではできないですけども、少なくとも前向きにですね、1億もらった、全国から1億もらった義援金をですね、やはり熊本の時にも何らかのかたちでですね、地域の人方も取り組んでいるなかで、町としてもですね、公金ではありますけれども、そういう取り扱いをして欲しかったなっていうのが私の率直の実は感想です。1億もらったのになんも出さないのかよっていうのが正直ちょっと言葉汚いんですけども、そういうやっぱり感覚で地域の町民の皆さんも、やっぱりそういうことを言ってますので、少なくとも課長会議だとかそういったところのなかではですね、提起がされて、検討されているのかなという認識ではいるんですけども、それはあれですかね、例えば町理事者と総務課長の判断のなかでということ、災害については、町村会が1千万出したから出さないわっていう、そういう結論なのか、課長会議の幹部会議のなかに諮ったときに、皆さんの課長は出す必要ないんでないかっていう話なのかどうかということも含めて、もう1点聞かせていただければと思います。

議長

町長。

町長

これは出さなかったということではなくてですね、各町村からの町村会については、負担金を浄財として基金がございますので、実質は負担をしたと同様でございます。ただし各町村によっては被災の町村との間の例えば姉妹提携あるいは市町村の交流を行っている市町村は見舞金をはじめ、あるいは人的な支援、あるいは救援物資等の搬送を行っている町村もあろうかというふうに思いますけれども、これらについては、私の判断で管内の動向も、管内では相談しながらですね、そういったかたちの歩調に合わせながら、対応したということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

高山議員。

6番  
高山議員

すでにそういう結論ですから私が何を言ってもどうしようもないんですけども、町長出さなかったではないけれども、町村会が出したから、うちの町はそのなかに浄財が入ってるからという、そういう、例えば隣だからむかわなんかは町村会にも出してるけれども、義援金ももらってないけれども、いち早く熊本県に50万を出したという、そういう町村もあるということも、やはりしっかりそういったところもですね、受けとめてですね、1億もらったときのことを考えれば、金額の大小ありますけれども、そういったことも含めて、やっぱり課長会議だとかそういったところに、おろしてですね、やっぱり課長方のご意見も伺いながら、それでもなおかつ、町村会が出したからいいんじゃないのということであれば、あれですけども、やはりもうちょっとそういうところ、災害を大きく受けた町村もしくは災害義援金をたくさんもらったところの町村のやっぱり自治体として横並びがいいのかどうかということはまだ検討するに値するかなということもありますけれども、出してないから、これから出すなんてことはもちろんないですけども、その辺も十分にやっぱり検討されて、町村会が出したから、その中に入ってるからいいということだけではない、今後ですね、取り組みもまた検討していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で私の質問終わります。

議長

答弁についてはいいですか。それでは、高山議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

日程第6、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。町長。

町長

それでは議案第1号教育委員の任命についてご説明を申し上げたいと思います。平取町の教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでご

ざいます。教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもので、教育政策の提案、住民の教育ニーズの伝達と教育問題の住民への理解など、住民と教育委員会のパイプ役を担っていただいているところでございます。そこで同意を求める者は住所、沙流郡平取町字荷菜11番地2、氏名、和田与志男氏でございます。生年月日は昭和39年4月1日、52歳でございます。次のページをご覧ください。次のページの経歴の概要ですが、学歴は奈良県の天理教校専修科を卒業されまして、昭和59年4月1日から宗教法人天理教高安大教会職員、平成11年1月からは宗教法人天理教平取分教会代表役員を務められてございます。公職歴は記載のとおり、静内地区の保護司会平取分区保護司、平取町の民生委員児童委員、平取町消防団第1分団部長、平成20年10月1日からは、教育委員会委員として2期務められてございまして、再度、任命をさせていただくものでございます。和田氏につきましては、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有し、教育委員会制度にも深い理解を示していただいております、適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号監査委員の選任についてを議題とします。本件は同意案件ですので、山田監査委員の退席を求めます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号監査委員の選任についてご説明を申し上げたいと思います。平取町監査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。監査委員は地方自治法第196条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するもので、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査する役割を担ってございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町本町34番地7、氏名、山田和博氏であります。生年月日は昭和28年2月8日、63歳でございます。次のページをお開き願いたいと思いますが、経歴の概要ですが、学歴は昭和46年の3月に松下幸之助商学院を卒業され、現在、有限会社山田電器商会取締役社長を務

められております。公職歴は平取町商工会理事、監事、静内地区保護司会平取分区保護司、平取消防団第1分団分団長などを務められ平成20年10月から平取町監査委員として2期にわたり務めていただいております。このたび、再任をさせていただくものでございまして、山田氏は人格が高潔で、自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方で、監査委員制度にも理解を示していただいております、適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号監査委員の選任については、選任同意することに決定しました。

日程第8、議案第3号公平委員の選任についてを議題とします。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第3号公平委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町公平委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。公平委員については地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められた職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務としており、3名の選任が義務付けられてございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町字荷負85番地8、氏名、中村省二氏であります。生年月日、昭和20年6月5日、71歳であります。次に、住所、沙流郡平取町字荷菜11番地2、氏名、和田ともよ氏であります。生年月日は昭和42年3月14日、49歳です。次に、住所、沙流郡平取町字幌毛志93番地4、氏名、鈴木透氏であります。生年月日は昭和35年1月25日、56歳でございます。次のページをお開き願いたいと存じます。まず中村省二氏の経歴概要であります。学歴は昭和39年3月に、北海道小樽緑陵高等学校を卒業されてございます。職歴は次のとおりでございますけれども、特に平取町の公平委員として、平成20年の10月1日から現在に至っているところございまして、9月30日をもって任期満了となりますので、継続をして選任同意を求めるものでございます。次のページ、7ページであります。和田ともよ氏であります。学歴は平成元年の3月に北海道衛生学院助産婦課卒業をしてございます。職歴は次のとおりでございます。特に平取町の公平委員会の委員として、平成27年12月16日から現在に至

っておりますが、前、富士元美枝子委員の残任期間ということでございますが、このたび9月30日で任期満了となりますので、継続して同意を求めるものでございます。次のページをご覧くださいと思います。鈴木透氏でございますが、学歴、昭和53年3月、北海道静内高校農業科卒業されてございます。職歴は次のとおりでございますが、特に平取町公平委員会委員としては、平成28年6月28日から現在に至っておりますが、前佐々木委員の残任期間ということで、このたび9月30日で任期満了となりますので、継続しながら、同意を求めるものでございます。以上3名の方々については、人格識見とも高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は3名の選任同意が求められておりますので、採決は、1名ずつ行います。

公平委員として、中村省二氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、和田ともよ氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、鈴木透氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号公平委員の選任については、中村省二氏、和田ともよ氏、鈴木透氏の選任に同意することに決定しました。

休憩します。再開は25分といたします。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時25分)

議長

再開します。

日程第9、議案第4号平成28年8月の台風9号による豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第4号平成28年8月の台風9号による豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。9ページをご

覧願います。平成28年8月の台風9号による豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例を次のとおり制定しようとするものでございます。本条例の制定の趣旨につきましては、平成28年8月22日から23日にかけての台風9号による豪雨災害による被災者に対しまして、災害を受けた日以後の納期限にかかる平成28年度分町民税、固定資産税及び国民健康保険税について、減免しようとするものでございます。また、本条例における減免対象となる被害の程度及び減免割合については、平成18年8月の豪雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例と同様の定めとしておりまして、これにつきましては、平成12年4月1日付け各都道府県知事あての自治省事務次官通知に基づくものであります。それでは、本条例の内容につきまして、別添資料によりご説明を申し上げます。税目ごとに減免対象者、減免割合、減免対象税額及び減免額について順を追って説明を申し上げます。はじめに表の左側の町民税の減免についてですが、町民税の減免対象者といたしましては、(1)といたしましては、災害により生活扶助を受けることになった納税義務者であります。(2)としましては、住宅または家財につき災害により受けた損害の額がその住宅または家財の価格の10分の3以上で、前年の合計所得額が1千万円以下の納税義務者。(3)としましては、農作物の減収による損失額の合計額が平年における農作物による収入額の合計額の10分の3以上で前年の合計所得額が1千万円以下、かつ農業以外の所得が400万円以下の納税義務者としようとするものでございます。次に町民税の減免割合につきましては、(1)の生活扶助を受けることになった納税義務者につきましては、減免対象税額の全部を免除しようとするものでございます。(2)の住宅または家財に被害を受けた納税義務者につきましては、表に掲げてある、前年の合計所得額及び被害の程度に応じて、減免対象税額の8分の1から全部を減免しようとするものでございます。(3)の農作物に被害を受けた納税義務者につきましては、表に掲げる前年の合計所得金額に応じまして、平成28年度分の農業所得にかかる町民税の所得割の額の10分の2から全部を減免しようとするものでございます。次に、町民税の減免対象税額につきましては、第2期以降の納期限にかかる町民税の税額としようとするものでございます。次に、町民税の減免額の算出につきましては、減免対象税額に減免割合を乗じて得た額としようとするものでございます。続きまして、中ほどの固定資産税の減免についてであります。減免対象者につきましては、災害により納税義務者の所有する固定資産について流失または土砂の流入等により10分の2以上が本来の用途として使用することができないことになった納税義務者としようとするものでございます。減免割合につきましては(1)としましては、土地の被害面積、(2)としましては、家屋や償却資産の被害金額がそれぞれの表に掲げる損害の程度に応じまして、減免対象税額の10分の4から全部を減免しようとするものでございます。次に減免対象税額と減免額の算出につきましては、町民税の減免の取り扱いと同様にしようとするものでございます。続きまして国民健康保険税の減免対象者につき

ましては、(1) としまして、住宅または家財への被害、(2) としまして、農作物への被害を受けた納税義務者で、減免対象となります被害の程度及び前年の合計所得金額につきましては、町民税の減免の取り扱いと同様にしようとするものでございます。次に、減免対象税額と減免額の算出につきましても、町民税の減免の取り扱いと同様にしようとするものでございます。続きまして本条例の施行月日ですが、公布の日から施行するものでございます。以上、議案第4号平成28年8月の台風9号による豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号平成28年8月の台風9号による豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

14ページをご覧ください。議案第5号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、8月29日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては、去場住宅団地公営住宅新築工事であります。工事場所は沙流郡平取町字去場8番地27、工事概要につきましては、木造2階建1棟4戸、延べ面積336.49平方メートルであります。請負金額につきましては、7452万円であります。請負契約者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏であります。なお、工期につきましては、平成29年1月31日であります。本工事における入札参加業者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、以上の3社でありました。落札率については99.1%であります。以上、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号工事請負契約の締結について、原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号平成28年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ご説明いたします。その前に議案書の一部訂正がございますので、ご訂正のほうよろしくお願ひいたします。19ページ目、歳出になっております。款項目の1款1項2目の数字の2でございますが、1目にご訂正をお願いしたいと思います。それでは、説明のほうさせていただきます。議案第6号平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号、平成28年度平取町国民健康保険会計補正予算第1号は、次の定めるところによるものでございます。歳入歳出の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59万4千円を追加し、歳入歳出予算総額の歳入歳出それぞれ8億4039万4千円とするものでございます。2、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとにおける金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは歳出からご説明申し上げますので19ページをお開き願います。まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料になります。59万4千円を追加し、237万5千円とするものでございます。本件の追加補正の理由は2点ほどございます。1点目は、国民健康保険基盤安定負担金の算定基礎となる保険税賦課額を把握する時点の変更に伴うシステムの改修分として37万8千円であります。このことは国民健康保険は構造的に保険税負担の低い低所得者の加入割合が高く、他の被保険者の保険税負担に相対的に重いものとなっております。そのため、低所得者層に対する保険税の保険税軽減相当額について公費で補てんする制度として、保険基盤安定制度となっております。2点目でございます。平成30年度から行われる、新たな国民健康保険制度でございます。これは昨年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、公布されたところでございます。現在、細やかな事項につきまして国と地方による協議が進められておりますが、先般、新制度におけます、財政運営等にかかるガイドライン、スケジュール等が示されたところでございます。このことに伴い、道が算定する国保事業納付金に必要な、市町村基礎ファイルの作成をするためのシステムの改修分として、21万6千円、合計、先ほどの1点目とあわせて59万4千円を追加するものでございます。次に、歳入のご説明を申し上げます。18ページをお開きいただきたいなと思ひます。まず上段になっております、3款国



庫支出金 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金であります。  
1 点目、歳出の 1 点目でご説明申し上げました国民健康保険基盤安定負担金の算定基礎となる、保険税賦課額を把握する時点に伴うシステム改修として 37 万 8 千円に対応したもので国からの交付金の 100%となっております。次に、下段になります。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 1 節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金であります。2 目につきましては新設項目となっております。21 万 6 千円を追加するものでございます。このことにつきましては歳出の 2 点目で申し上げました新たな国民健康保険制度の北海道が算定する国保事業納付金に必要な市町村の基礎ファイルを作成するためのシステム改修分として 21 万 6 千円に対応したもので国からの交付金 100%となっております。また、あわせて新たな新制度の関係でございますが、このことにつきましては、1 年半後に制度運営が、運営といいますか、開始になりますので、国保制度の転換期を万全な体制で迎えられるよう、町といたしまして的確に準備を進めて議会、国保運営協議会等々に情報の提供を図ってまいりたいと存じます。以上説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 11、議案第 6 号平成 28 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 7 号平成 28 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案第 7 号平成 28 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。20 ページをご覧いただきたいと思います。平成 28 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 915 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7705 万 2 千円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとします。歳出からご説明いたしますので、24 ページをお開き願いたいと思います。6 款 1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料ですが、これは平成 27 年度介護保険給付費及び地域支援事業費の国庫負担金及び道負担金、補助金、交

付金がすでに概算交付されておりますので、精算に伴いまして、28年度、返還するものでございます。返還の主な理由ですが、サービス量は大きく変わっておりませんが、平成27年度の介護報酬の改定が下がったことによるものと、また精算によるものでございます。項目については、記載のとおりでございますが、変化の大きいものだけをご説明させていただきます。まず介護給付費国庫負担金405万9千円の返還ということですが、これは特別養護老人ホーム、それから老人保健施設などの施設介護サービスにかかる給付費及び在宅におられます在宅介護サービスによる給付費ということになります。次、地域支援事業国庫補助金であります。122万1千円の返還であります。この事業におきましては、介護予防ということで、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するもので、市町村が実施する事業ということになります。健康教育、ゆうあい長寿、また権利擁護、配食サービスなどの事業ということになります。それと、介護給付費道負担金の返還ということで309万4千円ということになりますが、これは国庫負担金の道負担分ということになります。次、地域支援事業の道負担金の返還60万7千円、これにおきましても、国の負担金の道負担金分ということになります。以上、交付額確定による915万2千円の返還を生じたため、補正するものでございます。次に歳入についてご説明いたしますので、23ページをご覧くださいと思います。8款1項1目1節繰越金であります。これにつきましては歳出の915万2千円を補正しようとするもので、償還金の財源を前年度の繰越金に求めるということになります。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第7号平成28年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第13、認定第1号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第14、認定第2号平成27年度平取町各会計決算認定について、これを一括議題といたします。監査委員からの意見書並びに決算書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成27年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置しこ

れに付託して審議をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準111、先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く11名の議員を決算審査特別委員会委員に指名いたします。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を、決算審査特別委員会に委任することを決議しました。

休憩します。直ちに議員委員控室におきまして、決算審査特別委員会の開催を求めます。3時ちょうどに議会を再開いたしたいと思います。

(休憩 午後 2時47分)

(再開 午後 2時58分)

議長

それでは皆さんがおそろいでありますので、再開いたします。

休憩中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われまして、その結果について報告をいたしたいと思います。決算審査特別委員会委員長には、8番四戸議員、副委員長には6番高山議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いをいたします。

次に日程第15、報告第1号平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたしますので、議案の47ページをお開き願います。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき議会に報告するものです。48ページをお開きください。上段の健全化判断比率であります。表の上側の実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、ともに算定されず、実質公債費比率のみの報告であります。実質公債費は一般会計だけでなく簡易水道会計など特別会計が起こした起債に対する一般会計の負担などを含めた実質的な起債償還費のことでありますが、この実質公債費が財政規模に対し、どのくらいの割合になっているかを示すものが実質公債費比率であり、過去3年間の平均により

算出し、国に報告することとなっております。下側のかっこ書きは、早期健全化を求められる基準値であります。これが、25%以上になりますと、財政的にイエローカード状態になり、単独事業に係る地方債が制限されることとなります。平成27年度の平取町の実質公債費比率は、過去3年間平均で、6.3%となっております。続いて下段の資金不足比率であります。公営企業を経営する地方自治体は、企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率を毎年度報告しなければならず、この比率が、経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画を策定しなければならないとされております。平取町が報告する企業会計は、国保病院特別会計と簡易水道特別会計であります。ともに、27年度、資金不足比率は生じておりません。従いまして、健全化判断比率及び資金不足比率においてはともに、現在は、健全段階にあるとすることができます。ただし、今後の起債償還に関する将来負担や地方交付税の減額が予定されている現状を考え合わせれば、平取町の財政は、決して予断を許さず、依然として厳しい状況にあるという認識を持ちながら、今後とも財政運営に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上、報告第1号平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。以上です。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第15、報告第1号平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第16、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号の議案1ページ、専決処分報告についてご説明申し上げます。平成28年度平取町一般会計補正予算について、平成28年8月23日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。議案3ページをお開き願います。平成28年度平取町一般会計補正予算第4号、第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億6275万1千円にしたものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。また、第2条で、地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものであります。この予算補正は、本年8月22日から23日にかけて北海道を通過した台風9号による豪雨災害に緊急に対応するために要した経費に関する追加補正であります。歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので、

9 ページ上段をご覧ください。10 款 1 項 1 目現年発生災害復旧費 1 1 節需用費、消耗品費 8 5 万円、同じく修繕費 4 4 3 5 万円、需用費合計で 4 5 2 0 万円、1 3 節委託料 1 1 0 0 万円、1 5 節工事請負費 6 5 6 5 万円、1 目合計 1 億 2 1 8 5 万円の追加であります。消耗品費は、土のう袋、カラーコーン、夜間点滅付き通行止め案内看板などの購入経費で、修繕料は、道路 2 9 路線 5 6 か所、河川 2 8 河川 3 5 か所、橋梁 1 橋 1 か所の維持復旧に関する経費であります。委託料は、道路 5 路線 6 か所、河川 3 河川 3 か所に関する公共災害調査委託に要する経費であります。工事請負費は、道路 1 7 路線 2 2 か所、河川 2 6 河川 2 8 か所、橋梁 3 橋 3 か所に関する現年発生単独災害復旧工事に要する経費であります。次に、下段、10 款 2 項 1 目林業施設災害復旧費 1 1 節需用費、修繕料 5 5 5 万円、1 3 節委託料 1 千万円、1 5 節工事請負費 1 8 5 0 万円、1 目合計で 3 4 0 5 万円の追加補正であります。修繕料は、川向林道ヌタップ線ほか 2 1 か所、荷負排水路施設、本町法面崩落による災害復旧で、委託料は、林道旭線及び林道二風谷線に関する林業施設災害復旧事業調査設計委託料であります。工事請負費は、林道ヌタップ線など 1 9 か所及び貫気別など町内 7 か所の治山施設の現年発生単独災害復旧工事に要する経費であります。10 ページ上段、10 款 2 項 2 目農業施設災害復旧費 1 1 節需用費、修繕料は、農業用水路、沙流幹線など町内 8 か所、農業排水路町内 2 8 か所の災害復旧 1 8 3 0 万円、1 3 節委託料は、農業用施設等及び飲雑用水施設災害復旧事業調査設計委託料 2 9 0 0 万円、1 5 節工事請負費は、4 6 か所の農業施設災害復旧工事 4 4 4 0 万円、2 目合計で、9 1 7 0 万円であります。続いて下段、10 款 3 項 1 目その他公共施設災害復旧費 1 1 節需用費、修繕料 9 0 万円、これは貫気別墓地の法面崩落、砂利流失及び義経公園給水ポンプ浸水被害による故障を原状回復するために要した経費であります。次に、11 ページ上段、12 款 1 項 2 目簡易水道特別会計繰出金 2 8 節繰出金 2 5 0 万円は、水道施設の災害復旧のための修繕料及び委託料に関する経費に充てるため、一般会計から簡易水道特別会計に対して、繰り出したものであります。歳出については、以上です。次に、歳入について、7 ページ上段をご覧くださいと思います。10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税 9 5 6 5 万円の追加であります。普通交付税が増額する見込みであることから、これを財源としたものであります。続いて下段、18 款 1 項 4 目 1 節平取町財政調整基金繰入金 1 6 0 万円であります。これは、今回の補正に関して対象となる起債、地方交付税など、可能な財源を充当した上で、なお不足する財源につきましては、川向営農用水に関する平取町財政調整基金から求めたものであります。次に、8 ページ上段、20 款 5 項 1 目 2 節雑入 3 2 5 万円は、災害復旧分に係る土地改良区からの負担金であります。続いて下段、21 款 1 項 9 目 1 節公共土木施設災害復旧事業債、現年発生単独災害復旧事業債 1 億 9 9 0 万円、2 節農林水産業施設災害復旧事業債、現年発生単独災害復旧事業債 4 0 6 0 万円、9 目合計 1 億 5 0 5 0 万円を起債に求めたものであります。次に、5 ページをお開き願います。第 2 表地方債補正は、起

債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。起債の目的は、災害復旧事業で、補正前の限度額1180万円に8ページ下段でご説明いたしました起債の補正額1億5050万円を加え、補正後の限度額を1億6230万円、合計で8億4200万円としたものであります。以上、地方自治法の規定により、災害発生のため特に緊急を要することから町長において、補正予算の専決処分を行い、応急工事等の発注をしたものであり、次に開かれる議会である本定例会において、これを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第2号平成28年度平取町一般会計補正予算第4号に関する専決処分について、ご報告申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第17、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは報告第3号の3ページをご覧ください。平成28年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。この報告は、8月22日から23日にかけての台風9号により発生した水道関連の災害復旧にかかる費用について、専決処分したものを、地方自治法の規定により報告し承認を求めるものでございます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ250万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億6785万9千円とするものでございます。第2項においては歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので7ページをご覧ください。3歳出につきましては、4款1項1目水道施設災害復旧費におきまして250万円の増額であります。11節需用費、修繕料250万円の増額につきましては、仁世宇導入ポンプ場の法面の土のう設置ほか3件の復旧工事にかかる費用であります。次に歳入についてご説明申し上げますので6ページをご覧ください。2歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金250万円の増額であります。今回の補正財源を一般会計に求めるものでございます。以上、補正予算についてご説明申

上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第18、議案第9号平成28年度平取町一般会計補正予算第5号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

平成28年度平取町一般会計補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げますので、議案第9号の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ6290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、61億2565万1千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。第2条におきまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものであります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の10ページ上段をご覧いただきたいと思います。科目は、2款1項1目一般管理費13節委託料97万2千円、同じく19節負担金、補助及び交付金228万円、合計325万2千円を追加しようとするものであります。13節委託料は、社会保障・税番号制度システム整備委託料で、マイナンバー制度実施に伴う町の住民記録、宛名、税務に関する電算システムの改修と通信テストに関する経費で、本年6月議会定例会において、厚生労働省分について補正の議決をいただいておりますが、今回は総務省分に関する補正であり、住民記録システムと宛名システムにつきましては国から100%の補助、税務システムにつきましては3分の2の補助金が国から交付されるものであります。19節負担金、補助及び交付金は、自治会の防犯灯をLEDにするための町からの補助金に関するもので、本町、二風谷、岩知志の合計56基を新たにLEDに更新するための経費に充てるものです。次に、下段、2款1項9目企画費8節報償費102万円の増額であります。同じく、13節委託料729万4千円増額、同じく15節工事請負費1447万6千円のこれは減額であります。同じく19節負担金、補助及び交付金61万円の増額、9目差引き合計で555万2千円の減額であります。8節報償費は、地域おこし協力隊、これは農業支援員として1名6か月分の謝金に充てるもので、13節

委託料の内訳は、一つ目に地域おこし協力隊支援業務委託料119万4千円で、これは、隊員の活動をコーディネートするための経費で、びらとり農協に対して、車両費、旅費交通費、管理費6か月分、87万円と隊員を募集する機関に対して支出する募集経費32万4千円であり、二つ目は、二風谷地区再整備事業実施設計委託料で、二風谷地区の再整備に伴うトイレとカフェの実施設計に要する経費の補正であります。これは、当初、29年度予算に計上する予定としておりましたが、今後予定される国の補正予算において、補助金の対象となる可能性が出てきたことから、申請の前に、予め、実施設計を済ませておく必要があると判断したものであります。15節工事請負費1447万6千円の減額は、二風谷地区再整備工事について、実施設計の結果、事業費が変更になったことによるものであります。19節負担金、補助及び交付金61万円の増額は、地域おこし協力隊の活動経費に対するもので、隊員の車両借上料、住宅手当、研修経費、作業経費、旅費交通費、諸経費に関する61万円の追加補正であります。次に、11ページ上段4款3項1目排水処理費15節工事請負費1266万4千円貫気別地区生活雑排水管移設工事に要する経費の補正であります。これは、6月の議会定例会で道道平取静内線改良工事の貫気別、関本理容店前から、びらとり農協貫気別支所前まで、160メートルの改良工事が行われるのに伴う町の雑排水管移設の調査設計費補正の議決をいただきましたが、このたびは、移設工事の実施に要する経費の補正であります。なお、この工事は、平成29年1月の完了を予定いたしております。続いて、下段6款1項2目商工振興費19節負担金、補助及び交付金650万円の追加であります。これは、本年10月に平取町商工会が実施する予定の地域商品券発行に関し、そのプレミア分を町が補助するものであります。内訳は、1万円あたり2千円のプレミア付き商品券3千組、合計600万円及び印刷費等の事務経費50万円となっております。次に、12ページ上段9款2項1目学校管理費11節需用費、修繕料140万円の追加であります。これは、二風谷小学校の玄関の屋根防水が腐食し、玄関の天井が落下したことから、児童及び学校職員の安全を確保するために、緊急に修繕を行うものであります。続いて、下段9款3項3目学校建設費11節需用費、消耗品費16万円、13節委託料410万円、15節工事請負費2920万円、3目合計3346万円の追加であります。これは、振内中学校の旧屋内体育館を解体するための調査設計委託料と解体工事に要する経費を補正するものであります。28年度中に解体する場合は、国から補助金が交付されることから、29年3月までに工事を終了させる目的で、今回の補正で必要な予算を計上するものであります。なお、消耗品費は工事費に係る国の補助金の1%に相当するもので事務費に充てるものであります。次に、13ページ、上段9款4項1目21節社会教育総務費貸付金31万4千円は、10月23日に平取町で開催する高齢者フォーラムについて、国の委託を受けた東京大学から町が再委託を受け、実行委員会を作って実施するものであります。その準備と開催に要する運営経費について、東京大学からの委託料を受け



るまでの間、町が実行委員会に一時貸し付けを行うための予算措置であります。続いて下段9款4項2目公民館費15節工事請負費237万6千円は、中央公民館と町民体育館の間にある日高西部生活センターの建物屋上の雨漏りにより、天井の一部が腐食し崩落したため、陶芸サークルの活動等に大きな支障と危険性が生じたことから、緊急に屋上の防水工事を行うものであります。次に、14ページ上段9款6項1目学校給食費11節需用費、修繕料90万円は、二風谷小学校給食調理室の屋上防水の老朽化が著しく、給食調理業務に影響を及ぼす危険性が高まったことから、緊急に修繕を行うためのものであります。続いて下段、12款1項2目簡易水道特別会計繰出金28節繰出金758万6千円です。これは、水道事業経営戦略策定業務委託料並びに荷菜旭線水道管接続工事、振内池売中央線水道管移設工事、振内橋配水管整備工事の増額分などの経費に充てるもので、一般会計から簡易水道特別会計に繰り出しを行うものであります。歳出は、以上であります。一方、歳入につきましては、6ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、10款1項1目地方交付税1節地方交付税で、金額は1988万1千円であります。本年度当初予算に比較して、普通交付税が1705万7千円増加する見込みであること、また、地域おこし協力隊に関する経費282万4千円が、特別交付税に参入されることから、これを計上するものであります。続いて下段、14款2項1目総務費国庫補助金3節総務管理費補助金93万8千円ですが、これは、10ページ上段でご説明いたしました社会保障・税番号制度に関する電算システム整備のための国からの補助金であります。次に、7ページ上段、14款2項5目教育費国庫補助金3節中学校費補助金1847万5千円、これは12ページ下段でご説明いたしました振内中学校の旧屋内体育館を28年度中に解体するための調査設計委託料並びに工事費に要する経費の55%にあたるもので、国からの補助金であります。続いて7ページ下段、15款2項1目総務費道補助金2節企画費補助金1447万6千円の減額であります。これは、10ページ下段でご説明いたしました二風谷地区再整備事業について、実施設計の結果、事業費が変更になったことによるものであります。次に、8ページ上段19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は、2226万8千円の追加であります。これは、今回の補正に関して対象となる国や道の補助金、交付金、起債など、可能な特定財源を充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成27年度一般会計繰越金から求めるようにするものであります。続いて、下段20款4項10目1節平取町高齢者フォーラム実行委員会貸付金元利収入31万4千円であります。内訳は、13ページ上段でご説明しました平取町高齢者フォーラム開催経費貸付金の返済を受けるものであります。次に、9ページ上段20款5項1目2節雑入60万円は、11ページ上段でご説明いたしました道道平取静内線改良工事に伴う雑排水管移設に伴う北海道からの補償料であります。続いて9ページ下段、21款1項7目1節教育債1490万円であります。振内中学校旧屋内体育館解体事業の補助残を補填するための起債であります。元利償還額の約70%が交

付税に算定される過疎債を予定しています。続いて、4ページをお開き願います。第2表地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。本補正予算案における起債の目的は、振内中学校屋体改築事業で、補正前の限度額1億2480万円に、9ページ下段でご説明した今回補正額1490万円を加えて、補正後の限度額を1億3970万円、合計で8億5690万円にしようとするものであります。以上、平成28年度平取町一般会計補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。11番千葉議員。

11番 千葉議員 11番千葉。10ページの歳出ですね、2款1項9目15節の工事請負費についてお尋ねをしたいと思います。今回、二風谷地区の再整備工事ということで、1447万6千円という、かなりの金額が減額補正という経緯でございますけれども、このことについてですね、実施設計の段階で、事業を削減して削ったというふうに理解はしてはございますけれども、経緯というか、詳細の説明をまず求めたいと思うんですよね。この減額補正に至った説明の詳細を求めます。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、今回の減額になった理由でございますけれども、当初予算の中で、工事等を実施する予定でありました、こちら側からいくと南側のところの用地補償の関係のところがありまして、その用地補償の関係がちょっと終わらないということで、その部分の面積が工事のところから減ったということもございまして、工事をする面積が当初の予定より減ったということで減額になっております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 用地の関係ということであってもですね、実施設計に入る前のいわゆる基本設計の段階で用地交渉は進めていなかったのかな。ということは今2020年めがけて白老のほうですね、やっぱり国立のアイヌ文化博物館開館に向けて、相当白老のほうでは象徴空間の整備に対して力を入れている。それに負けず劣らずということで、私も前の一般質問でも言ったとおり二風谷の再整はかなり力を入れていかなくちゃいけない、いうふうに申し上げて、一般質問の中でもうたってたわけでございますけれども、これだけの予定されてた工事請負費、減額ということになったら、まあ今年含めて3年間の事業計画のようですけども、今後のですね予算要求等に影響ないのかどうなのか。そのことを一番心配してるわけですよ。やはり、事前に察知して、これはちょっといけないな、無理だな、

特に用地の問題ですから、さまざまな交渉、やりとりあったと思うんですけども、その辺のやっぱり見込みが甘かったんじゃないですか。どうですか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。今回用地の交渉がちょっと難しかったというのは実は相続の関係で、相続放棄をされた土地建物がありまして、その整理をするのにちょっと時間を要しております、その関係で用地の補償ができなかったというような事情がございますので、ご理解をいただければと思います。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 まあ地域づくりの総合交付金というなかで再整備事業行われる、大切な予算、端的に言って非常にもったいないなという気がして私ならないんですね、言葉をかえて言えば。これをまた減額補正して戻すということになると、どうなのかなって感じがします。企画費補助金という性格上私はよく存じ上げておりませんが、ほかの事業にですね、転化できなかったのか、そのことも含めて、どうなのでしょう。やはり、これだけの金額ってということになると、当初の見込みどうだったのって確かに難しい交渉、用地の相続の問題と違ってよくわかりませんが、最初からそういう部分でやっぱり察知して、やっぱり手当てをやっていくってような方法はできなかったから結果的にはこうなったと思うんですけども、どうなのでしょうね、ほかの事業、この二風谷の再整備事業の中でほかに転化して使い切ることにはできない性格の費目だったのかちょっとその辺も最後に聞いておきたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 地域づくり総合交付金につきましては、道のほうに5月の段階で申請をしてやっていくものですから、用地交渉につきましては随時やっていたんですけども、先ほど言いましたように相続の関係の登記がなかなか進まなくてですね、年内に完結するのは厳しいというような状況もございまして、今やっとその辺整理がついて、年内には用地補償のほうはできるかなというふうには考えているんですけども、ただ工事のほうはそれにはちょっと間に合わないということなものですから、そちらのほうの財源をほかのところに振り分けるとするのは時期的に難しいこともありまして、今回このような減額補正になっておりますので、ご了解いただければと思います。以上です。

議長 千葉議員。

11番  
千葉議員 それで、3年間の事業費の中で来年度、再来年度の予算要求に全くこういうかたちでも影響はないのかということを探ねたつもりなんですけど、その辺の答弁なかったような気がするんですけど、どうでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり  
課長 はい、その辺につきましては改めまして事業費を算定いたしまして、総合計画のローリングの中で財源の確保をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 5番藤澤議員。

5番  
藤澤議員 5番藤澤です。ただいまの千葉議員の最後の質問についてはダメージは一切なかったのかということを探うてると思うんですが、全くダメージはなく、新しく申請して通るんですか。

議長 副町長。

副町長 それでは私のほうから、前任ということもありますので、答弁させていただきます。この二風谷再整備工事事業につきましては3か年ということで、初年度は今年ということで総合計画にも上げさせていただいて、進めるということになってございました。物件補償と用地買収がございまして、本年度予算でその辺も予定しておりまして、年度当初には補償等の積算も上がってきたというようなところでしたんですけども、一つの物件がもう所有者の方が死亡されてたということと、相続される方が決まっていればすぐその方と交渉できたという状況だったんですが、まずその相続される方すべてが相続放棄されてしまったというような状況になりまして、その交渉の相手が見つからなかったということもあって、その辺をどうすべきかということでいろいろ相続手続に関して、税務課ともいろいろ協議しながら進めてきたというようなところで、裁判所にそれを申し立てて、その物件については競売というかたちで進めるというようなことを今の手続的なかたちで待っているというような状況でございます。そういうかたちになればより安価に当町がそれを取得できるという機会もふえるということもございまして、それを待っているわけではないんですけども、そういう手続きがどうしてもまだかかるということで、今年度の予定していた工事分には発注次期がどうしてもその分が間に合わないというようなことで、当初予定した分はすべて実施設計も終わってましたので、それで道に対して補助金の申請をしたということですけども、そういう事態で急遽実施設計の変更等もままならなかったということもございまして、今回はその分減額させていただくということにさせていただきたいと思っています。今回減額になった分につ

きましては来年度改めまして、2期工事と3期工事の配分をまたさせていただいて、来年度その地域づくり交付金が充当できるという保証は全くいまのところございませんので、新たな財源を探すという状況になってございまして、再度実施設計を早急にやり直して、今後特定財源の獲得に向けてといいますか、関係機関にいろいろ協議を進めてまいりたいと思っておりますので、3年間という事業は崩さない状況で、進めてまいりたいというふうに思っております、あわせてこの委託料で今回補正をいただくものに関しては、できれば今国の補正がきてるといこともございまして、箱物に関しては3年目の事業ということでしたけれども、そういった国の補正財源を何とか利用できる可能性を準備しておくという意味で、今回こういう前倒して委託料の計上をさせていただいたということですので、あわせてご理解をいただければというふうに思っております。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、議案第9号平成28年度平取町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第8号平成28年度平取町簡易水道特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

25ページをご覧ください。議案第8号平取町簡易水道特別会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億6824万5千円とするものでございます。第2項においては歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によることとしております。第2条地方債の補正は、「第2表地方債補正」によることとしております。それでは歳出のほうからご説明申し上げますので30ページをご覧ください。3歳出につきましては、2款1項2目建設改良費におきまして、38万6千円を増額であります。13節委託料331万6千円を増額ありますが、これは、本年度以降の簡易水道関連の補助事業をするためには、各市町村において水道事業、経営戦略計画書の策定が必須要件となったことによるその計画書策定にかかる委託料でございます。15節工事請負費293万円の減額につきましては、振内橋添架配水管整備工事102万5千円、荷菜旭線水道管接続工事193万3千円、振内池売中央線水道管移設工事272万2千円、合計568万円を増額し、量水器取替工事45

万円及び本町地区増圧ポンプ場新設工事 8 1 6 万円、合計いたしまして 8 6 1 万円の執行不用額を減額し、差し引き、2 9 3 万円を減額するものでございます。次、歳入についてご説明申し上げますので 2 9 ページをご覧ください。2 歳入につきましては 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 7 5 8 万 6 千円の増額と下段の 6 款 1 項 1 目簡易水道事業債 7 2 0 万円の減額をあわせて財源調整するものでございます。本町地区増圧ポンプ場新設工事におきましては 8 2 0 万円を減額し、振内橋添架配水管整備においては 1 0 0 万円を増額するものでございます。第 2 表、地方債補正につきましては、2 7 ページをご覧ください。本町地区増圧ポンプ場新設事業の限度額を 8 2 0 万円減額し、5 1 8 0 万円に、振内橋添架配水管整備事業の限度額を 1 0 0 万円増額し、2 8 0 0 万円とさせていただくものでございます。以上、補正予算についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 1 9、議案第 8 号平成 2 8 年度平取町簡易水道特別会計補正予算第 2 号は原案のとおり可決しました。

日程第 2 0、報告第 4 号、

日程第 2 1、報告第 5 号、

日程第 2 2、報告第 6 号、

日程第 2 3、報告第 7 号、以上 4 件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第 2 0、報告第 4 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 2 0、報告第 4 号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第 2 1、報告第 5 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、報告第5号については報告どおり採択と決定しました。

日程第22、報告第6号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22号、報告第6号については報告どおり採択と決定しました。

日程第23、報告第7号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第23、報告第7号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第24、請願第6号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める請願について、

日程第25号、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択の陳情について、以上2件を一括して議題とします。この2件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果につきまして、議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。提出されました請願第6号及び陳情第1号につきまして、9月6日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、請願第6号及び陳情第1号の2件につきましては、総務文教常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第6号及び陳情第1号については、総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第6号、陳情第1号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第26、意見書案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。意見書案の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第26、意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第26、意見書案第4号については、原案のとおり可決しました。

日程第27、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第27、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

休憩いたします。これより、正副議長室におきまして、議会運営委員会の開催をお願いいたします。なお再開につきましては、4時10分といたします。

(休憩 午後 3時54分)

(再開 午後 4時 7分)

議長

それでは、皆さんおそろいですので、再開をいたします。

お諮りします。意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第5号について、提出議員からの説明を求めます。10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。



(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第5号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第6号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第6号について、提出議員からの説明を求めます。10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

同じく意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第6号について、原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第7号北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第7号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第7号について提出議員からの説明を求めます。9番松澤議員。

9番  
松澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第3、意見書案第7号について原案のとおり、可決しました。

お諮りします。意見書案第8号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第8号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4、意見書案第8号について、提出議員からの説明を求めます。10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第4、意見書案第8号について、原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第2号を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

追加日程第5、承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調

査を実施したい旨、申し出がありました。申し出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案9件で原案可決6件、同意3件。認定2件で特別委員会付託2件。報告7件で承認2件、採択4件、報告1件。請願1件で常任委員会付託1件。陳情1件で常任委員会付託1件。意見書案5件で原案可決5件。承認2件で決定2件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成28年第7回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労様でございました。

(閉 会 午後 4時35分)